

いのちを支える清瀬市自殺対策計画(案)

～誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市の実現を目指して～

清瀬市

平成 30 年 12 月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の数値目標	3
第2章 清瀬市における自殺の現状	4
1. 自殺者数及び自殺死亡率の推移	5
2. 性・年齢別自殺者数及び自殺死亡率の状況	6
3. 年齢別死因の状況	9
4. 自殺者の自殺未遂歴の状況	10
5. 有職者・無職者別自殺の状況	10
6. 同居人の有無別自殺の状況	11
7. 清瀬市の主な自殺の特徴	13
第3章 清瀬市における基本的な考え方	15
1. 生きることの包括的な支援として推進	15
2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	16
3. 対応のレベルと段階に応じたさまざまな施策の効果的な連動	16
4. 実践と啓発を両輪とした推進	17
5. 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進	18

第4章 清瀬市における自殺対策に関する取組	19
1. 施策体系	19
2. 基本施策	21
基本施策1 地域におけるネットワークの構築・強化	21
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	24
基本施策3 市民への啓発と周知	27
基本施策4 生きることの促進要因を増やす取組	30
3. 重点施策	33
重点施策1 勤労者への支援	33
重点施策2 無職者・失業者・生活困窮者への支援	36
重点施策3 高齢者への支援	39
重点施策4 子ども・若者・子育て世代への支援	43
重点施策5 生きづらさを抱えた人への支援	48
第5章 計画の推進体制	52
1. 計画の周知	52
2. 推進体制	52

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、平成10年に自殺者数が急増し3万人を超え、平成15年には34,427人となりました。このため、国では平成18年10月に「自殺対策基本法」^{注1}が施行され、それまで「個人の問題」として認識されがちだった「自殺」は、広く「社会の問題」として認識されるようになり、国レベルで様々な取組が行われたことにより、平成20年以降自殺者数は減少傾向にあります。しかしながら、依然として自殺者は年間2万人を超える状況にあり、我が国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高い状況にあります。

このことから、国では施行から10年の節目にあたる平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、その第13条において、都道府県及び市町村に、「自殺総合対策大綱」^{注2}及び地域の実情等を勘案して、自殺対策計画を策定することが義務づけられました。

これを受け、東京都では平成30年6月に、平成30年度から平成34年度(2022年)を計画期間とする「東京都自殺総合対策計画」を策定しました。

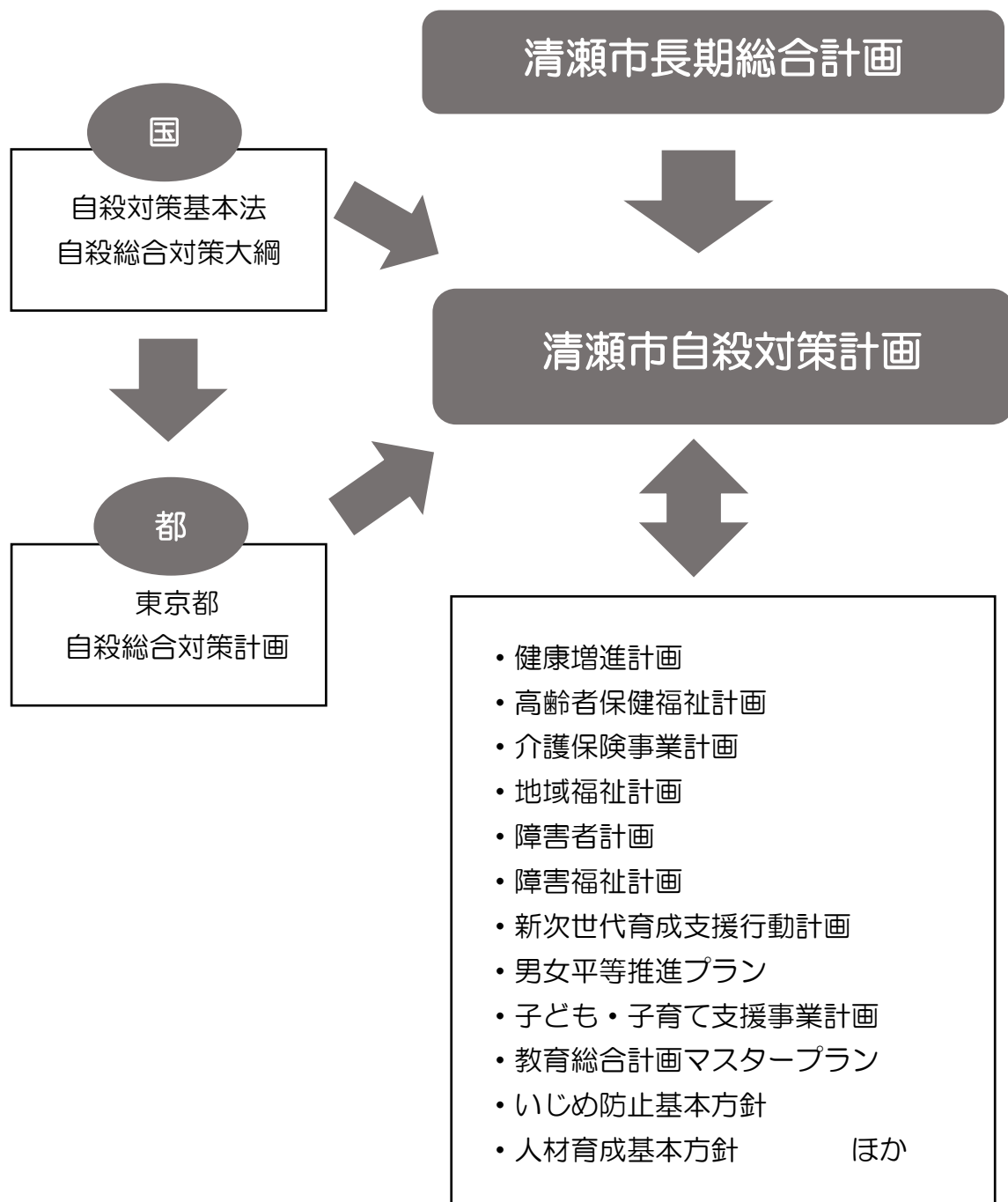
清瀬市では、これまで自殺対策関連事業として、庁内自殺対策連絡会を開催し、自殺の実態の理解を深め、市職員や民生・児童委員、健康づくり推進員を対象に、ゲートキーパーの養成講座を実施し、人材育成に努めるとともに、自殺対策強化月間及び自殺予防週間における普及啓発をすすめてきたところです。

今後、自殺対策を地域レベルで総合的かつ効果的に推進するため、清瀬市では、全国及び東京都の数値目標に合わせ、平成38年(2026年)までに自殺死亡률을平成27年と比較して30%以上減少させることを目標として掲げた「いのちを支える清瀬市自殺対策計画」を策定しました。これまでの取組に加え、地域におけるネットワークの強化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築し、総合的に自殺対策を推進します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨及び「東京都自殺総合対策計画」を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

清瀬市の最上位計画である「第4次清瀬市長期総合計画」に掲げる「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の理念に基づく個別計画として、健康、福祉等の関連計画を踏まえ、整合性を図るものとします。



3. 計画の期間

本計画は平成31年度（2019年度）を初年度として、平成35年度（2023年度）までの5年間を計画期間とします。

ただし、自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえ、評価・検証を行いながら、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

4. 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱における全国の数値目標及び東京都における東京都自殺総合対策計画に合わせ、清瀬市においても平成38年(2026年)までに自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標とします。

自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値

成果指標	市現状 平成27年 (2015年)	目標 平成38年 (2026年)
自殺死亡率の減少	9.4	6.6

注1 自殺対策基本法

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を図り、国民が生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。法制化に向けて全国で署名活動が行われた。平成18年6月21日に公布、同10月28日に施行。施行から10年の節目に当たる平成28年3月に改正。同4月1日に施行された。

注2 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われた。大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、平成29年7月、新たな大綱が閣議決定された。

第2章 清瀬市における自殺の現状

清瀬市における自殺の現状を分析するにあたり、本計画では、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」との2種類を用いています。なお、2つの統計には以下のような違いがあります。また、平成24年から平成28年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターより示された「地域自殺実態プロファイル」^{注3}による清瀬市の自殺の実態を踏まえ、策定しています。

厚生労働省の「人口動態統計」

◆調査対象

日本における日本人（外国人は含まない）を対象としています。

◆調査時点の差異

住所地を基に死亡時点で計上しています。

◆自殺者数の計上方法

自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁の「自殺統計」

◆調査対象

総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

◆調査時点の差異

発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。

◆自殺者数の計上方法

捜査等により自殺であると判明した時点で計上しています。

※計画のなかで用いている「地域における自殺の基礎資料」は、警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されているデータです。

【統計データの留意点】

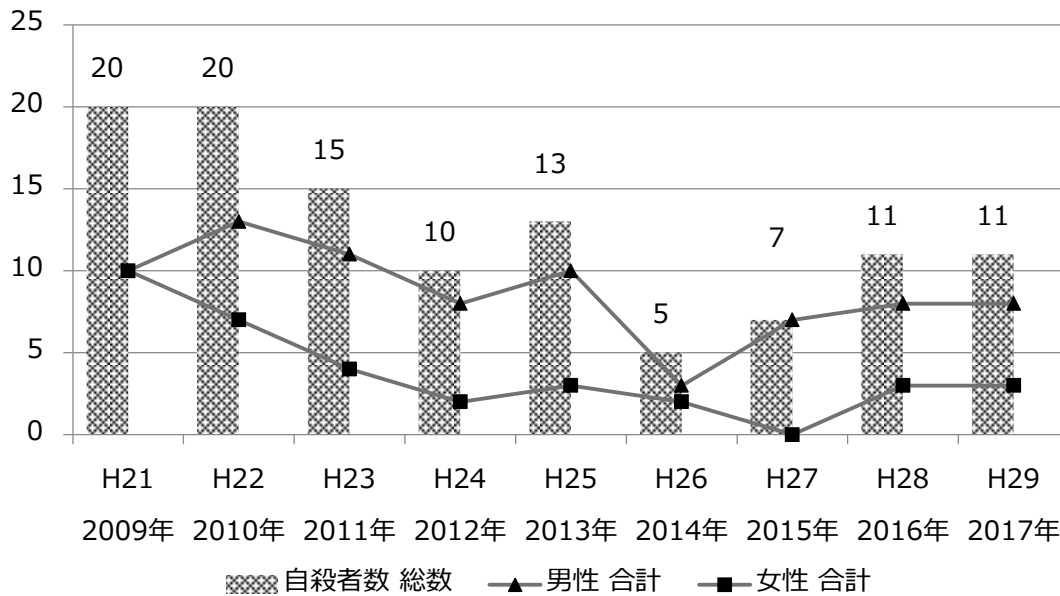
- ・「自殺死亡率」とは、人口10万人当たりの自殺者数です。
- ・「％」は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出しているため、全ての割合を合計しても100%にならないことがあります。

1. 自殺者数及び自殺死亡率の推移

平成21年から平成29年の全国、東京都の自殺死亡率をみると緩やかに減少傾向にあります。清瀬市の自殺者数及び自殺死亡率は、全国、東京都と同様に減少傾向にありましたが、平成27年から増加に転じています。また、性別にみると、女性よりも男性の自殺者数は多くなっています。

図表1 清瀬市の自殺者数の推移（H21～H29）

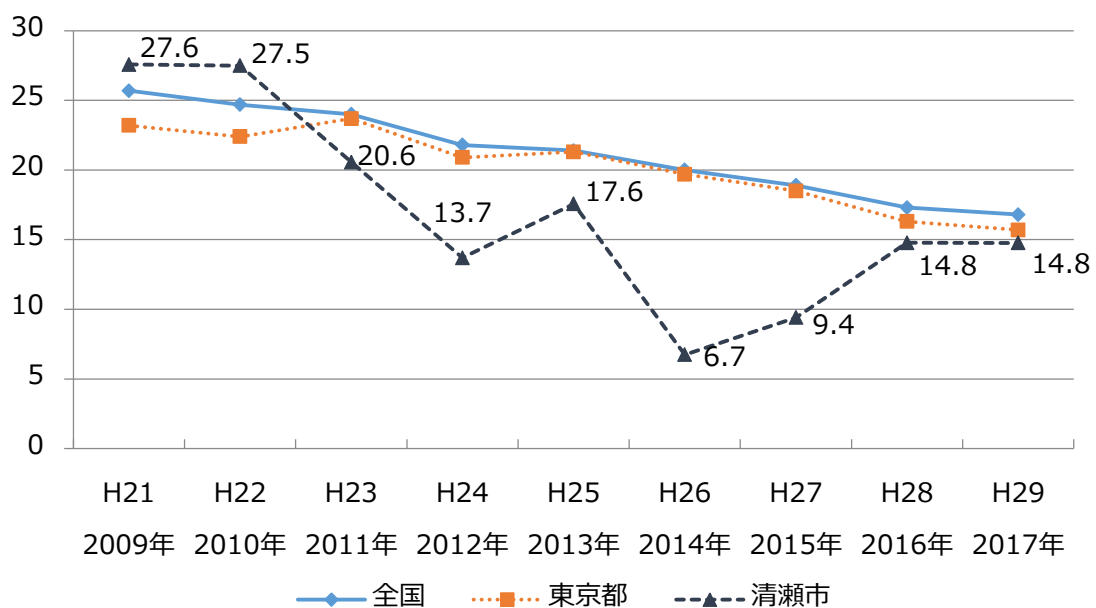
単位：人



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

図表2 自殺死亡率の推移（H21～H29）

人口10万対



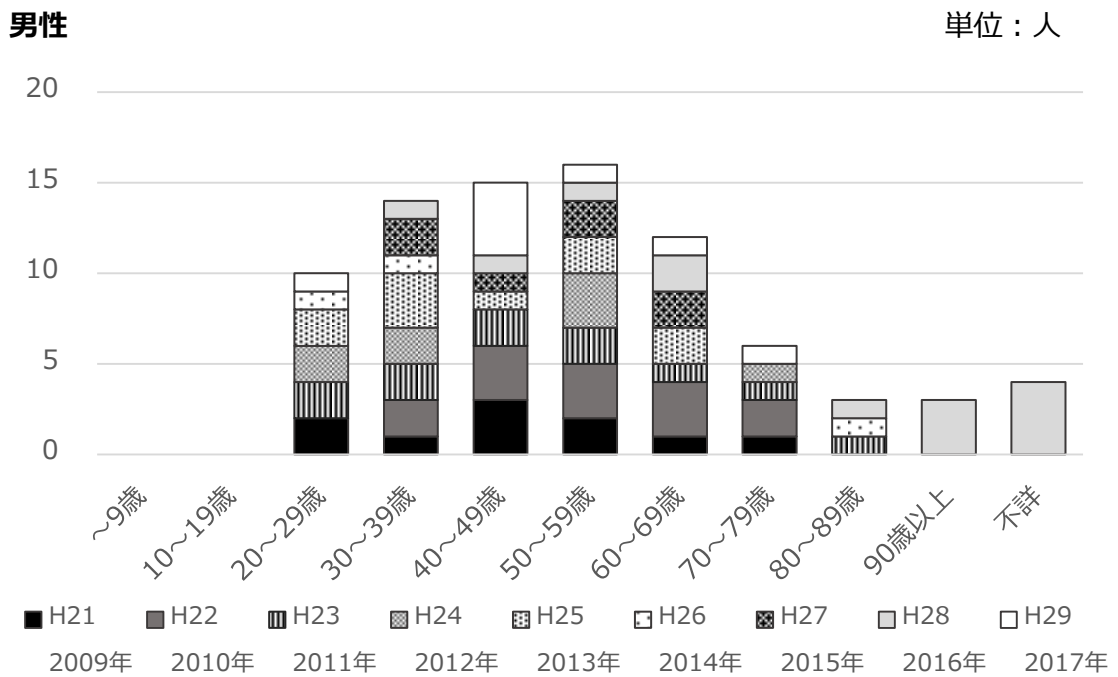
資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

2. 性・年齢別自殺者数及び自殺死亡率の状況

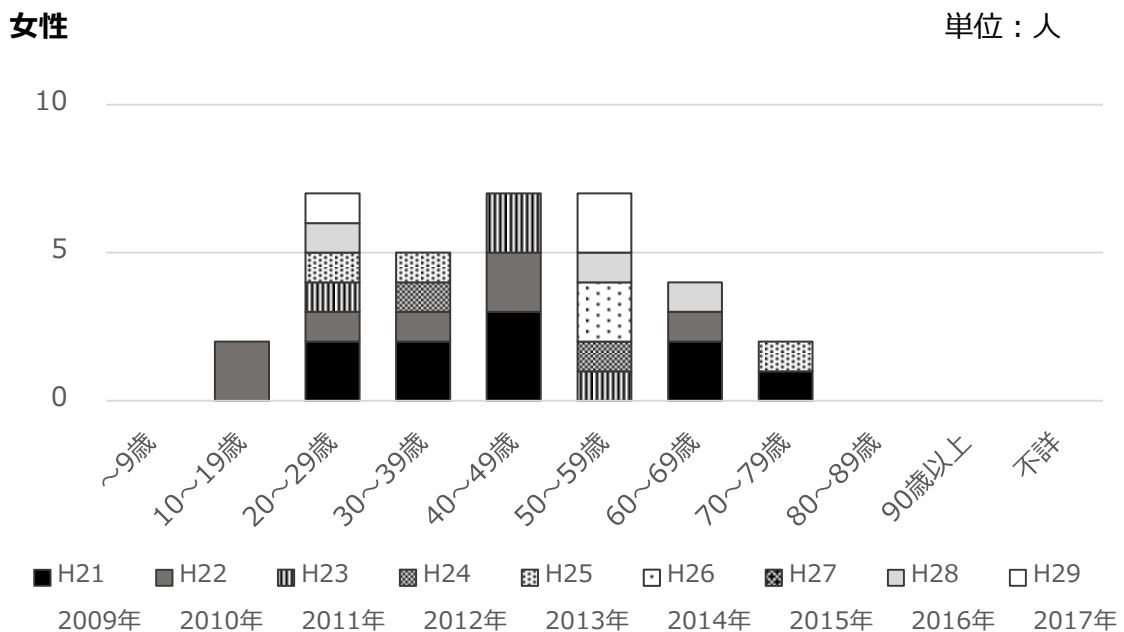
(1) 性・年齢別自殺者数

平成21年から平成29年の9年間の清瀬市の自殺者数をみると、男性は20歳代から徐々に多くなり、50歳代が最も多くなっています。女性は、20歳代、40歳代、50歳代が多くなっています。

図表3 年齢別自殺者数（H21～H29）



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」



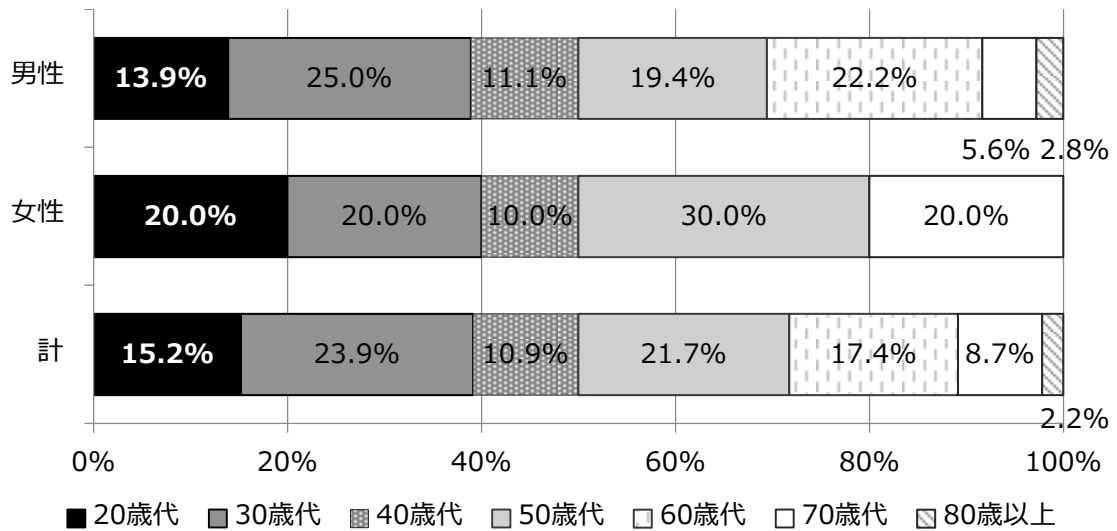
資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

(2) 性・年齢別自殺者数の割合 (H24～H28 合計)

平成24年から平成28年までの清瀬市の自殺者数をみると、20～30歳代は39.1%、40～50歳代は32.6%、60歳代以降は28.3%となっています。全国、東京都と比べると、性別では、男性は78.3%、女性は21.7%となっており、男性の割合が高くなっています。

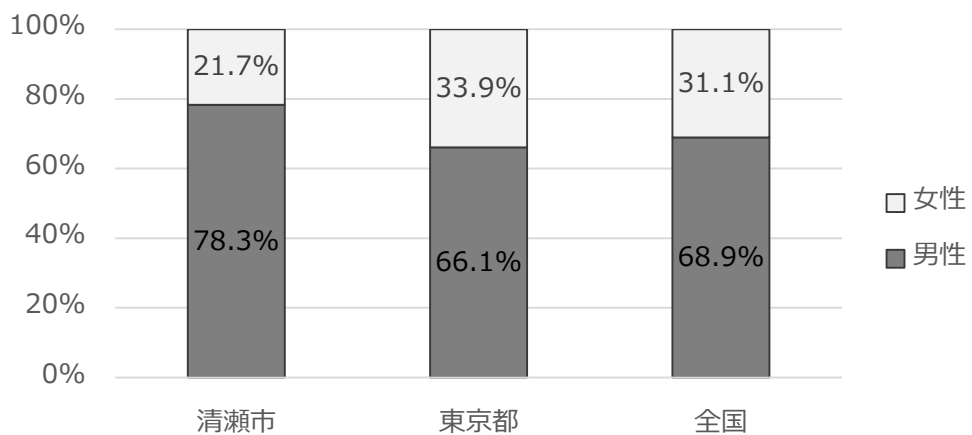
また、性・年齢別にみると、男性は、20歳代、30歳代、50歳代、60歳代が全国、東京都と比べて高く、女性は50歳代が高くなっています。

図表4 清瀬市の自殺者数の割合（性別・年齢別）（H24～H28 合計）



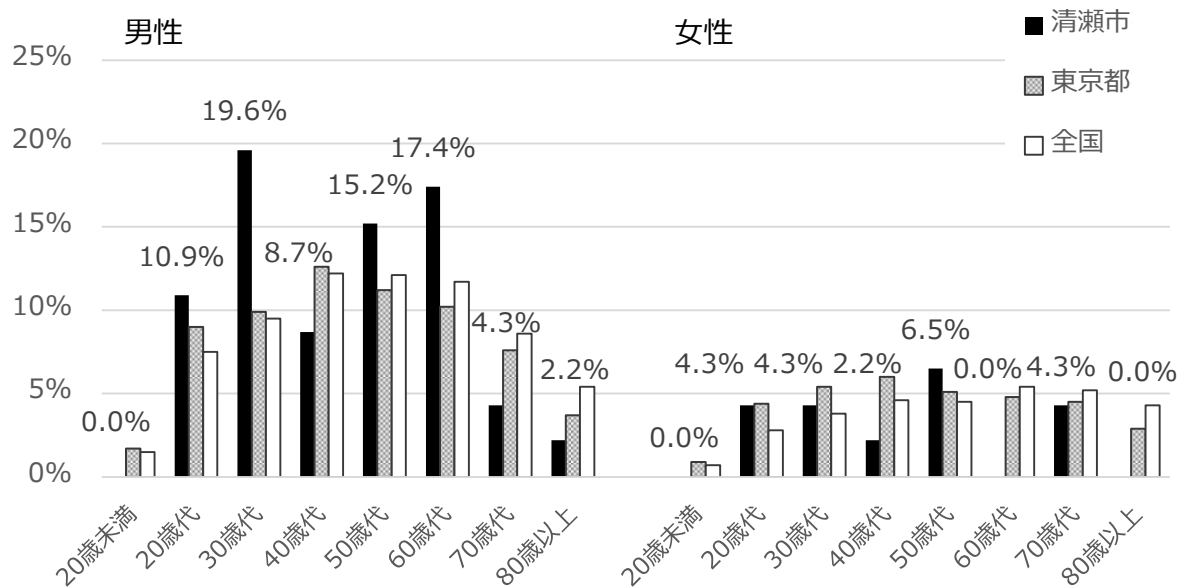
資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

図表5 自殺者数の割合（性別）（H24～H28 合計）



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

図表6 自殺者数の割合（性・年齢別）（H24～H28 合計）



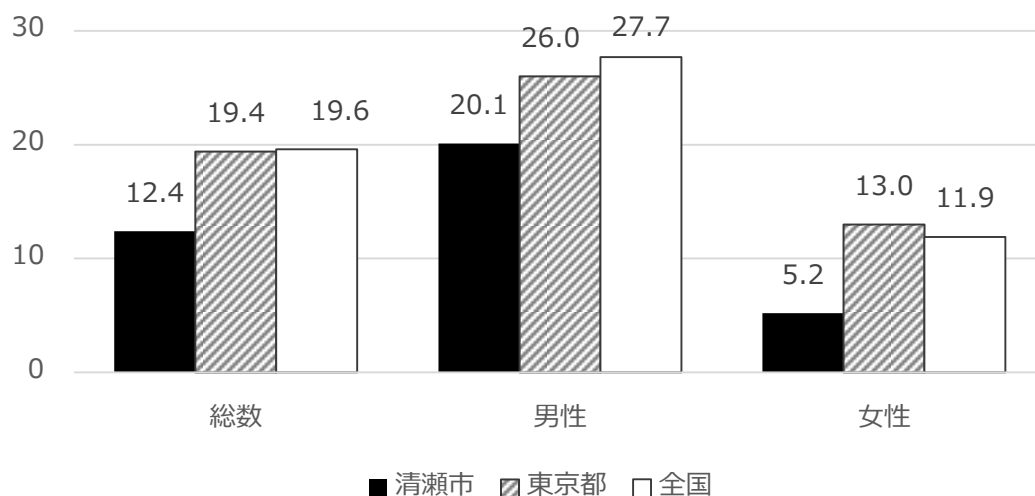
資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

(3) 性・年齢別自殺死亡率の割合（H24～H28 合計）

平成24年から平成28年までの清瀬市の自殺者数における人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率をみると、全国、東京都と比べると男性、女性ともに低くなっています。性・年齢別にみると、男性20歳代、30歳代、60歳代が、全国、東京都と比べると高くなっており、女性は全年齢とも低くなっています。

図表7 自殺死亡率（性別）（H24～H28 合計）

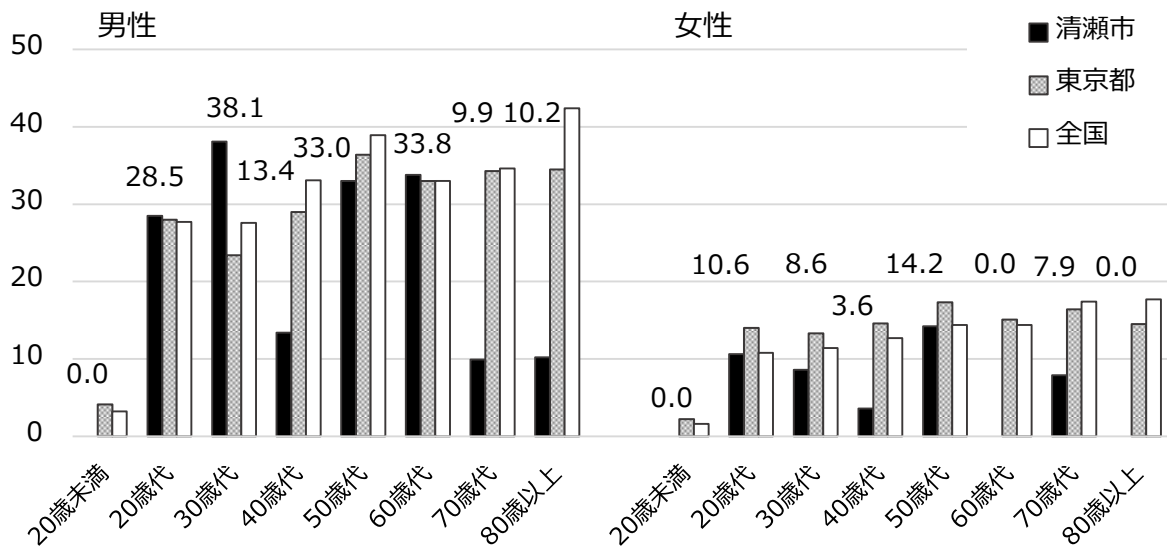
人口10万対



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

図表8 自殺死亡率（性・年齢別）（H24～H28 合計）

人口 10 万対



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

3. 年齢別死因の状況

平成 21 年から平成 28 年までの清瀬市の年齢別死因の状況をみると、自殺は 10 歳代から 50 歳代までの幅広い年代で上位に入っています。特に 10 歳代、20 歳代、30 歳代においては、自殺が死因の第 1 位となっており、若年層において深刻な問題となっています。

図表9 年齢別死因（H21～H28 合計）

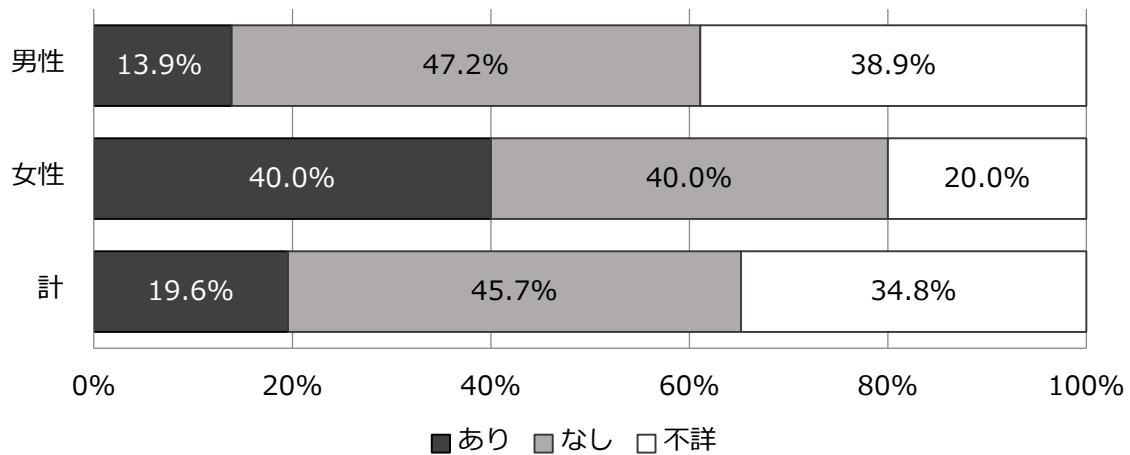
	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
0～9 歳	不慮の事故・肝疾患		—	—	—
10～19 歳	自殺	不慮の事故・悪性新生物		—	—
20～29 歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物・脳血管疾患		—
30～39 歳	自殺	悪性新生物	脳血管疾患・不慮の事故		心疾患
40～49 歳	悪性新生物	自殺	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
50～59 歳	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	自殺	肝疾患
60～69 歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	肝疾患
70～79 歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
80 歳以上	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰

資料：厚生労働省 人口動態統計

4. 自殺者の自殺未遂歴の状況

平成24年から平成28年までの清瀬市の自殺者のうち、自殺未遂歴をみると、自殺未遂歴があった割合は19.6%となっており、自殺で亡くなった人のおよそ5人に1人となっています。性別にみると、男性13.9%、女性40.0%と女性の割合が高くなっています。

図表10 未遂歴の有無（H24～H28 合計）

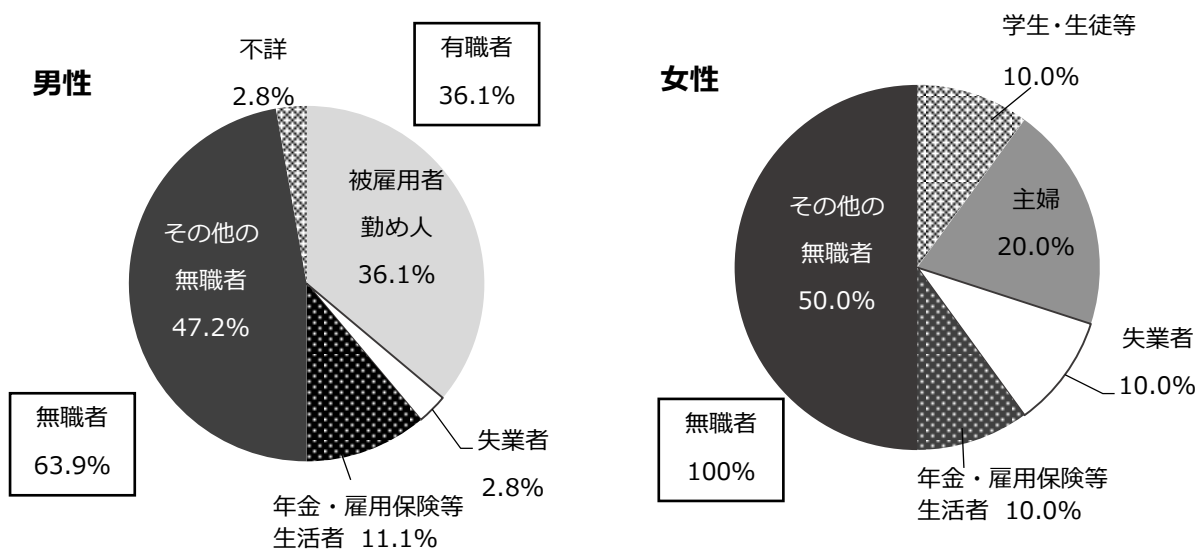


資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

5. 有職者・無職者別自殺の状況

平成24年から平成28年までの清瀬市の自殺者のうち、性別にみると、男性は無職者が63.9%と有職者より割合が高くなっており、女性はすべてが無職者となっています。また、有職者のうち、自営業・家族従事者の自殺者はいません。

図表11 有職者・無職者及びその内訳（H24～H28 合計）



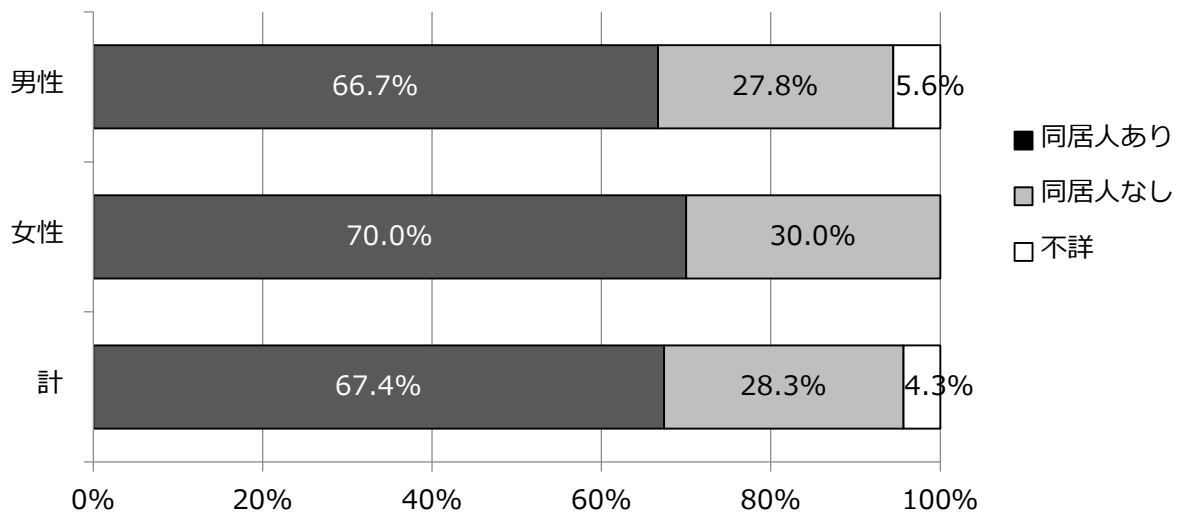
資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

6. 同居人の有無別自殺の状況

(1) 同居人の有無別自殺者数の割合(性別) (H24～H28 合計)

平成 24 年から平成 28 年までの清瀬市の自殺者のうち、同居人の有無をみると、男女ともに「同居人あり」の割合が高くなっています。

図表 12 同居人の有無別自殺者数の割合（性別）（H24～H28 年合計）



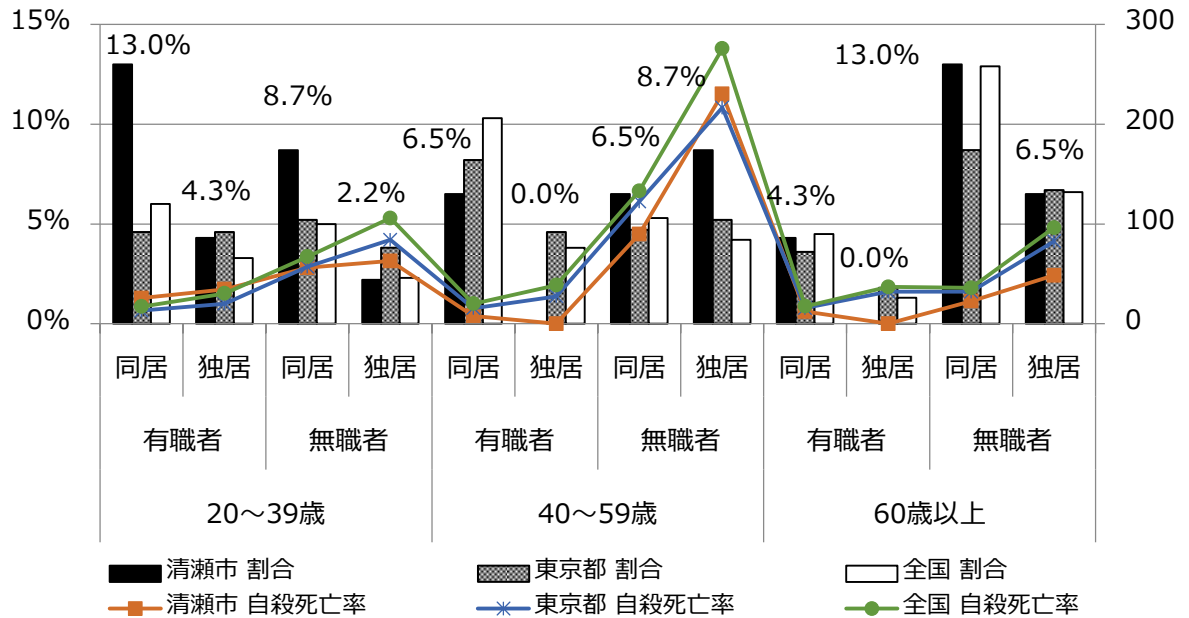
資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

(2) 同居人及び職業の有無別自殺者数の割合及び自殺死亡率（性別・年齢別）

平成 24 年から平成 28 年までの自殺者のうち、同居人及び職業の有無別に性別、年齢別にみると、男性有職同居の 20～39 歳、男性無職同居の 60 歳以上、男性無職独居の 40～59 歳、男性無職同居の 20～39 歳、男性無職同居の 40 歳～59 歳の順に自殺者数の割合が高くなっています。自殺者数の割合が同率であった場合は、自殺死亡率の高い区分を上位に位置づけています。

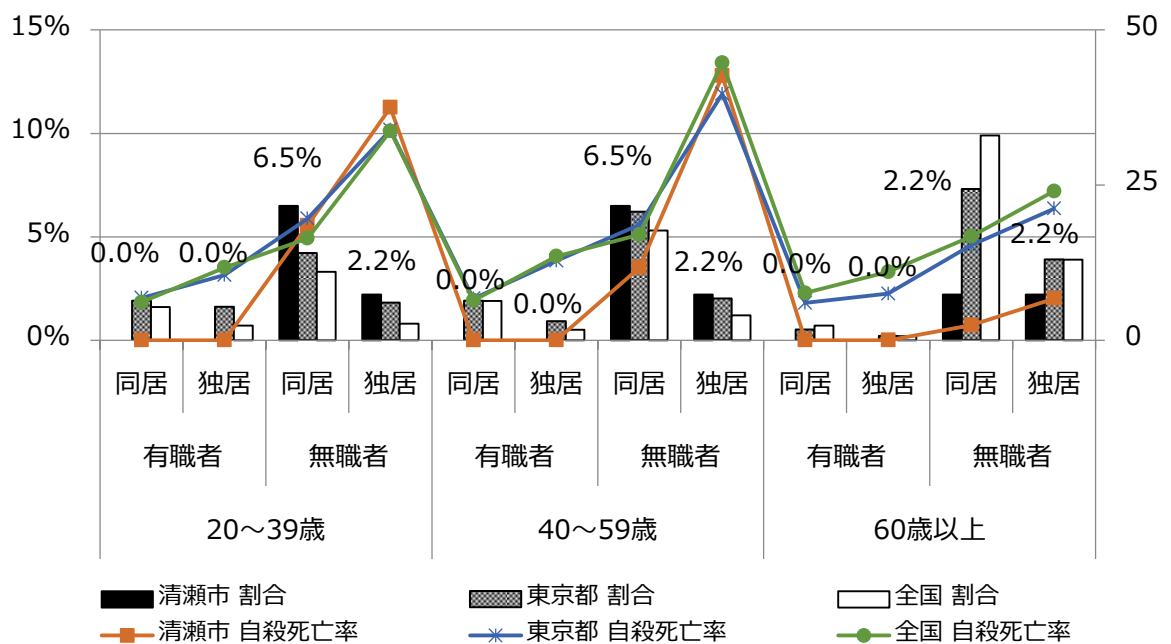
図表 13 同居人の有無別自殺者数の割合及び自殺死亡率（年齢別・職業別）
（H24～H28 年合計）

男性



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

女性



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

7. 清瀬市の主な自殺の特徴

平成24年から平成28年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」^{注3}により、清瀬市において自殺で亡くなる人の割合が高い属性の上位5区分が示されました。

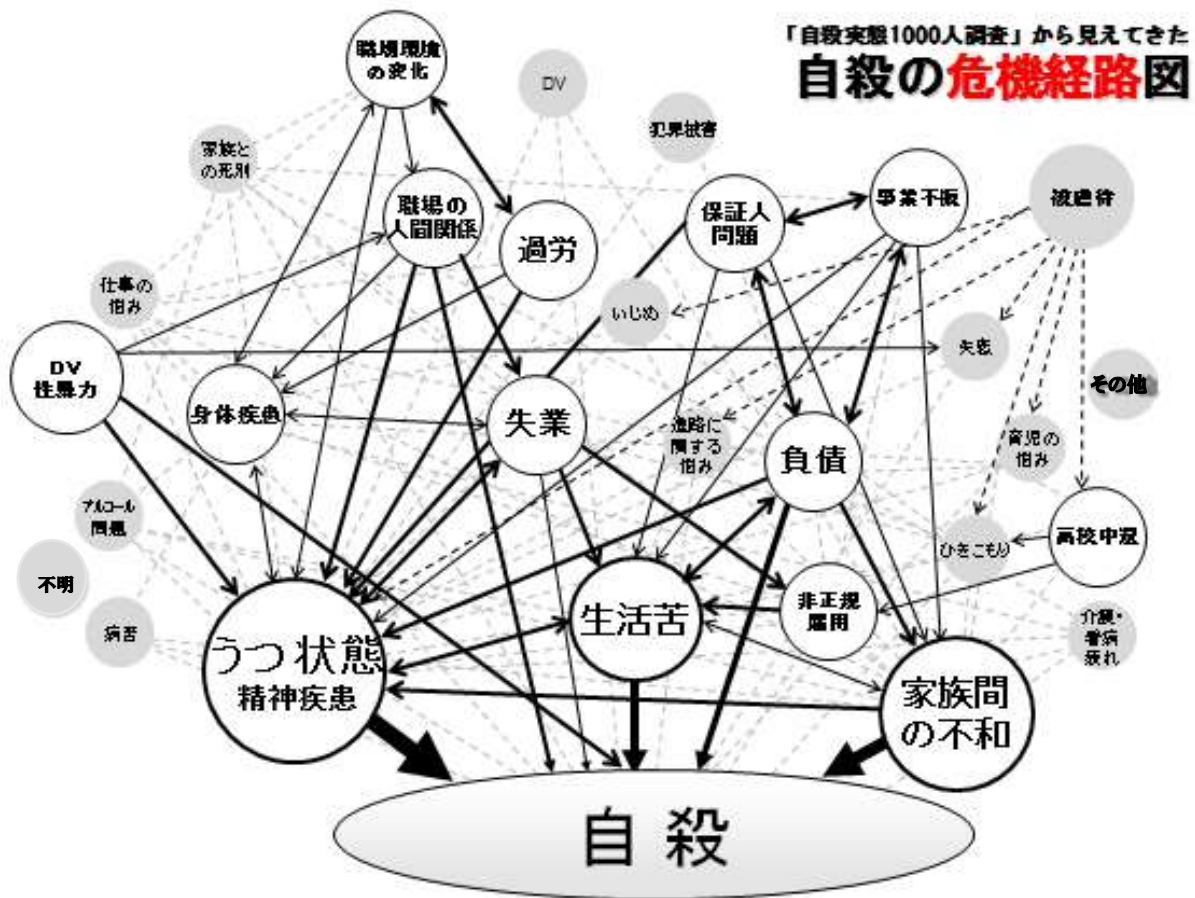
図表14 清瀬市の主な自殺の特徴（H24～H28 合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性20～39歳 有職同居	6	13.0%	25.7	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上 無職同居	6	13.0%	22.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性40～59歳 無職独居	4	8.7%	230.3	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳 無職同居	4	8.7%	56.2	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳 無職同居	3	6.5%	89.8	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

図表15は、NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての自殺実態調査から見てきた自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）です。円の大きさは、要因の発生頻度を表しており、円が大きいほどその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。自殺の直接的な要因としては、うつ状態の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しており、自殺で亡くなった人は平均4つの要因を抱えていたこと、それらの要因の連鎖のプロセスは、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。

図表14にある「背景にある主な自殺の危機経路」の列には、それぞれの抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

図表 15 自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）



資料：NPO法人ライフリンク「自殺実態白書 2013」

注3 地域自殺実態プロファイル

国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域特性を円グラフや棒グラフなどを用いて簡易に表したものの。

第3章 清瀬市における基本的な考え方

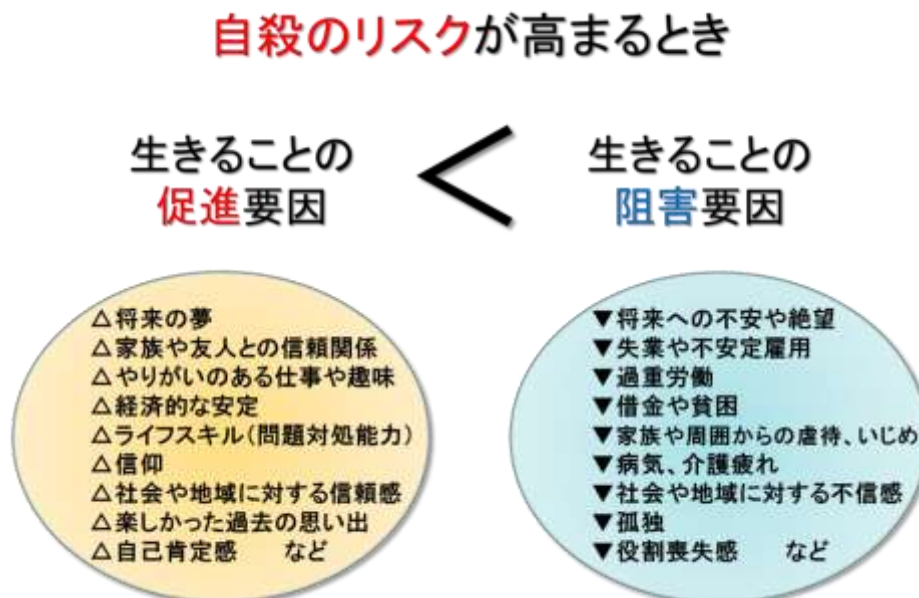
平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、清瀬市では次の5点を自殺対策における「基本方針」に位置づけ、本計画の推進を図ります。

1. 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスクの要因）」が上回ったときに自殺のリスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけではなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

図表 16 自殺リスク



資料：NPO法人ライフリンク作成

2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ^{注4}等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果をさらに高めるため、様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、自殺対策事業と連携の深い精神科医療、保健、福祉等の各施策との連動性を高めて、誰もが適切な精神保健福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

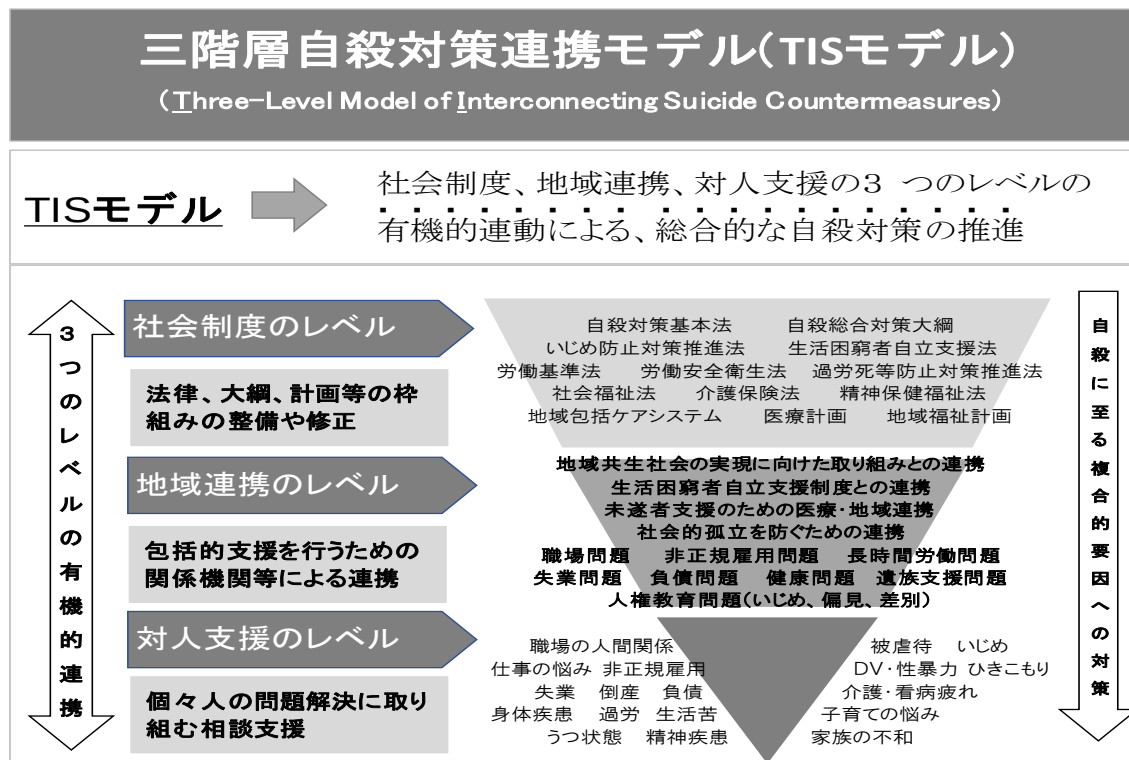
3. 対応のレベルと段階に応じたさまざまな施策の効果的な連動

自殺対策は、自殺リスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力にかつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校においては、児童生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」^{注5}を実施すること、地域においては、孤立を防ぐための居場所づくりや、様々な年代の市民が交流することのできる機会を増やすことにより、つながりを深める地域づくりを推進することが重要です。

図表 17 三階層自殺対策連携モデル（TISモデル）



資料：自殺総合対策推進センター

4. 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに助けを求めてもよいということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

すべての市民が、身近にいる人の自殺のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

5. 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市」を実現するためには、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民一人ひとりが連携・協働して市を挙げて自殺対策を総合的に推進していく必要があります。そのためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、主体的に取り組んでいく環境をつくることが重要です。

注4 性的マイノリティ

性的少数者といわれ、性的マイノリティを総称する際に「LGBT」が使用されることもある。L) レズビアン（同性を好きになる女性）、G) ゲイ（同性を好きになる男性）、B) バイセクシャル（両性を好きになる人）、T) トランスジェンダー（からだの性とところの性が異なる人）

注5 「SOS の出し方に関する教育」

学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育のこと。

第4章 清瀬市における自殺対策に関する取組

1. 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」では、すべての市町村が共通して取り組むべきとされているものを「基本施策」、各市町村の自殺の実態を踏まえ、その地域で特に重点的に対応すべき対象に対する施策を「重点施策」として位置付け、それぞれを実施するように求めています。清瀬市においても、基本的にこの枠組みに従って、施策体系を構成しています。

「基本施策」は、自殺対策を推進する上で欠かすことができない基盤的な取組であり、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」の4段階とし、「危機対応」を除く3段階の施策については、市民を対象とした各分野における行政サービスを、「生きることの包括的な支援」として強化していくことで実現していきます。具体的には、現存している市の関係部署による支援に関わる様々な関係機関とのネットワークを、自殺総合対策の観点から再構築し、地域における様々な関わりの中で「生きる支援」や「自殺防止の啓発」を実施できるよう推進します。また、自殺リスクに対する「気づき」を強化し、早期の対応が実現できるよう、ゲートキーパーの養成を可能な限り拡大し、市職員はもとより、多くの市民が、自殺予防や事後の対応（自殺未遂者や自死遺族へのケア）の意識を持って行動することができるよう推進します。

生きる支援 <生きることの包括的な支援の取組>

基本施策

- ・地域におけるネットワークの構築・強化
- ・自殺対策を支える人材の育成
- ・市民への啓発と周知
- ・生きることの促進要因を増やす取組

4つの自殺対策を推進する上で
欠かすことのできない取組

重点施策

- ・勤労者への支援
- ・無職者、失業者、生活困窮者への支援
- ・高齢者への支援
- ・子ども、若者、子育て世代への支援
- ・生きづらさを抱えた人への支援

5つの強化すべき対象群

一方、「危機対応」については、東京都の施策である24時間年中無休対応の相談窓口、医療機関や保健所、警察、相談機関等の支援相談窓口などとの連携や同施策の地域における啓発を強化するとともに、関係機関との連携体制の検討を進めていきます。

「重点施策」は、「勤労者」「無職者・失業者・生活困窮者」「高齢者」「子ども・若者・子育て世代」、その他「生きづらさを抱えた人」に焦点を絞り、人生の様々なライフステージとその時々为社会生活のあらゆる場面にある自殺の要因等を抱える人に対して、関係機関との連携を密に図り、進めていきます。また、「事前対応の更に前段階での取組」としている「SOSの出し方に関する教育」については、重点施策である「子ども・若者・子育て世代」に含めています。

2. 基本施策

基本施策 1 地域におけるネットワークの構築・強化

自殺対策の推進にあたって、その基盤となるのは、市内、関係機関や地域団体等における様々な取組や事業が自殺対策に関連があると認識すること、そして、自殺対策と地域におけるネットワークの構築と強化です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、まちづくりや防災組織、子ども、高齢者などの他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワークと自殺対策との連携、特に、自殺の要因となり得る分野との連携を図ることにより、どこに相談しても適切な支援を受けることができるよう努めます。

□：清瀬市が既に取り組んでいるもの

■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの

●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

1. 地域におけるネットワークの構築・強化

■ 自治会、円卓会議等とのネットワークの構築・強化【企画課・健康推進課】

地域のつながりの基盤である自治会や小学校区単位で行われている円卓会議等において、自殺対策の情報共有、ゲートキーパー養成講習受講の推奨等を実施し、地域の連携体制を強化します。

■ 市民活動団体・NPO とのネットワークの構築・強化

【企画課・地域包括ケア推進課・健康推進課】

きよせボランティア・市民活動センターなどに登録されている市民活動団体、NPO などとの連携を図り、地域で孤立しやすいリスクのある市民も含め、地域のつながりの体制を構築します。

■ 自殺対策市内連絡会の開催【健康推進課】

市内の各部署に自殺対策推進リーダーを置き、連絡会にて情報共有や研修を行い、市内連携を図り、相談支援体制を強化します。また、自殺リスクが高いと思われる人への対応が着実に行われるよう、対応状況の整理や関係部署への照会などを実施し、途切れることのない確実な対応・フォローの実現を推進します。さらに、必要に応じて、支援検討会を開催し、各種助成制度や手当等の理解を深め、それぞれの

支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化を図ります。

● **自殺対策庁内推進本部の設置 自殺対策庁内推進会議の開催**【健康推進課】

庁内の各部署が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、自殺対策庁内推進本部を設置し、推進会議を開催します。自殺対策庁内推進本部及び自殺対策庁内推進会議にて、自殺対策庁内連絡会における機能の強化を含む全庁体制の構築を図ります。

● **自殺対策連絡協議会・研修会の実施**【健康推進課】

市民、医療、福祉、教育、労働等の関係機関や地域団体、庁内の関係部署等で構成する清瀬市自殺対策連絡協議会を設置し、情報共有や研修等を通じ、円滑な連携・協力体制を構築します。

2. 特定の問題における連携強化

■ **高齢者に関する介護・保健・福祉等の分野との連携強化**

【地域包括ケア推進課・高齢支援課・健康推進課】

社会的な孤立に陥りがちな医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療と介護の連携推進協議会等において、医療や介護サービス提供の課題把握と解決、関係機関の連携を図ります。

■ **精神科医療との連携強化**【生活福祉課・障害福祉課・健康推進課】

統合失調症やうつ病、アルコール依存症などを患っている方は自殺のリスクが高い傾向にあるため、専門医や専門機関との連携を図り、必要な医療が受けられるよう環境整備に努めます。

■ **保護を必要とする児童を支援する事業との連携強化**

【子ども家庭支援センター・指導課・健康推進課・関係各課】

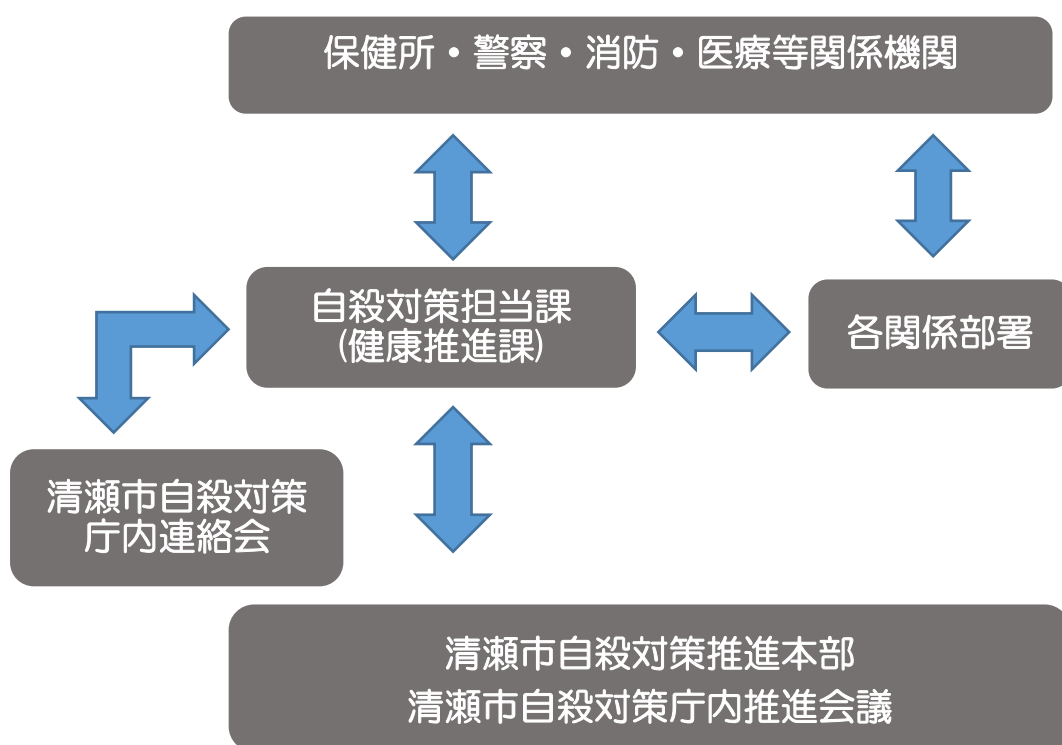
支援対象者に効果的な支援策を検討・実施することができるよう、要保護児童対策地域協議会等を通じて、連携体制を強化します。

● **生活保護事業、生活困窮者自立支援事業との連携強化**【生活福祉課・健康推進課】

自殺対策と自殺リスクの高い生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、ケース検討や研修等を通じて、関係機関が連携して支援を行います。

● **危機対応のための連携強化**【健康推進課】

現に起こりつつある自殺発生の危機に対応するため、「東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～」やコンビニエンスストアの店舗従業員による児童生徒の自殺防止サポート活動など東京都の対応施策と連携強化を図るとともに、保健所・警察・消防・医療・学校等、関係機関における連携体制の構築に努めます。



【目標値】

成果指標	市現状 平成 29 年度 (2017 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
自殺予防対策庁内推進会議	－	年 1 回
自殺対策庁内連絡会	年 1 回	年 2 回
自殺対策連絡協議会	－	年 1 回 (中間年・評価年)

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人がいて初めて機能するものであり、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見するためには、市の相談窓口や地域のネットワークなどの様々な関わりの中で、悩みや生活上の困難を抱える人のサインに気づき、必要な相談窓口や支援につなげることが大切です。「気づき」のための人材育成は、自殺対策を推進する上で、もっとも基礎となる重要な取組であり、自ら相談窓口などを訪れることができない状態にある自殺のリスクが高い人をいち早く発見し、必要な対応や支援を図っていくための入り口となるものです。

清瀬市では、平成24年度より市職員、民生・児童委員、健康づくり推進員等を対象としたゲートキーパー養成講座を実施してきましたが、市職員のほか、様々な分野の専門職や関係者だけではなく、市民を対象とした養成講座を開催し、地域のネットワークを担う人、支える人となる人材を育成し、増やしていくことで、「誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市の実現」を目指します。

- ：清瀬市が既に取り組んでいるもの
- ：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの
- ：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

1. 様々な職種を対象とした研修の実施

■市職員向けゲートキーパー養成講座の開催【健康推進課・職員課】

自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、自ら相談することができない人も支援につなげることができるように、市職員向けにゲートキーパー養成講座を行います。自殺の実態を理解し、ゲートキーパーとしての自覚を持ち、市民のちょっと気になるサインに気づき、適切な相談窓口につなげることのできる人材を育成します。

●専門職向けゲートキーパー養成講座の開催【健康推進課・関係各課】

保健・医療・介護・福祉・経済・労働、教育等、様々な分野において相談・支援等を行う専門職に対して、自殺リスクを抱えた市民を適切な相談窓口につなぎ、関係各課及び関係機関等と連携した対応を図ることができるように、ゲートキーパーの養成講座を行います。それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化を図ります。

受講を推奨する専門職

医師／薬剤師／看護師／保健師／管理栄養士／ソーシャルワーカー／介護支援
専門員／介護福祉士／社会福祉士／訪問介護員／精神保健福祉士／ケースワ
ーカー／学童クラブ職員／保育士／養護教諭／教職員／スクールカウンセラー他

2. 市民や地域団体等を対象とした研修の実施

●市民や地域団体向けのゲートキーパー養成講座の開催【健康推進課・関係各課】

市民や地域で様々な活動を展開している地域団体を対象にゲートキーパーの養成講座を行い、身近な地域で支え手を育成することにより、近くにいる人のちょっとした変化や何かおかしいというサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援へつなぐという、地域の見守り体制の強化を図ります。

受講を推奨する地域団体・従事者等

民生・児童委員／人権擁護委員／健康づくり推進員／ふれあい協力員／認知症サ
ポーター／生活支援コーディネーター
自治会／PTA／シニアクラブ／サロン活動団体／ファミリーサポートセンタ
ー／きよせボランティア・市民活動センター登録団体／消防団／シルバー人材セ
ンター／子ども食堂／放課後子ども教室／都営巡回員
商業施設／コンビニエンスストア／郵便局／学習塾／新聞販売店／配食業者
金融機関 他

【目標値】

成果指標	市現状 平成 29 年度 (2017 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
ゲートキーパー養成講座を受講した市職員の割合	—	50%以上 (約 350 人)
ゲートキーパー養成講座を受講した市民等の人数	—	150 人 (年間 30 人)
ゲートキーパー養成講座受講者のうち「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	80%以上

あなたもゲートキーパーに！～特別な資格は不要～

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

気づき

家族や仲間の変化に
気づいて声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、
耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に
相談するよう促す

見守り

暖かく寄り添いながら、
じっとりと見守る

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」「どこに相談に行ったら良いのか分からない」「どのように解決したら良いのか分からない」等の状況に陥ることがあります。

周囲の人々が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。しかし、ゲートキーパー一人で、悩みを抱えた人を支援したり、抱え込む必要はありません。関係機関へつなぎ、ともに見守りましょう。

※ゲートキーパーを養成することは、世界各国で効果的な自殺対策の一つとして取り組まれています。

基本施策3 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えたときに適切な支援を受けることはできません。講演会やリーフレット等を活用したわかりやすい相談窓口情報の発信を行うとともに、特に地域や学校、家庭と連携した積極的な啓発活動を行います。さらに、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合は誰かに助けを求めてもよいということが地域全体の共通認識となるよう、市民の理解の促進を図ります。

- : 清瀬市が既に取り組んでいるもの
- : 清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの
- : 清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

1. リーフレット等啓発グッズの作成と周知

■ 自殺予防週間、自殺対策強化月間における普及啓発【健康推進課・関係各課】

自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）において、図書館での特設ブースやパネル展示、関係機関・地域団体と連携したポスター、リーフレットの配布等を通じて、自殺対策に関する理解が深まるよう努めます。また、ゲートキーパー養成講座を受講した市職員は、いのちを支えるゲートキーパーであるという目印となるバッジ等を着用し、危機に陥った場合は、悩みや困難を抱え込まず、誰かに助けを求めてもよいということを市民が理解し行動できるよう、普及啓発に努めます。

■ 既存のリーフレット等を活用した周知【健康推進課・関係各課】

市で作成している既存のリーフレットや封筒に相談窓口情報を掲載する等、関係各課と連携した情報発信に努めます。また、相談窓口やこころの健康情報等が掲載されたリーフレットを窓口に設置し、誰もが必要時に情報を得られる環境づくりの強化を図ります。

● 「いのちを守る（仮）カード」の配布【健康推進課・関係各課】

相談窓口のホットラインが記載された対象別のリーフレットを作成し、学校や市内公共施設をはじめ、公共交通機関、商業施設など市民の利用が多い場所での設置や配布が出来るように環境整備を進め、誰もが相談窓口の情報を入手し、携帯できるよう努めます。

2. 講演会及びイベント等の開催

■ 健康大学講演会、公共交通機関等と連携した普及啓発イベントの開催

【健康推進課・関係各課】

うつ病等の自殺に関連がある疾患の知識を深めることを目的とした講演会の開催、市民まつりや市内の3大学での学園祭、スポーツイベント、公共交通機関と連携したイベント等にて、自殺の実態やゲートキーパーの役割、相談窓口など自殺に関する情報発信を行います。

3. 各種メディア媒体、地域、学校等と連動した普及啓発

■ 広報紙やメディアを活用した普及啓発【健康推進課・関係各課】

広報紙の活用、インターネット・SNS、市内掲示板などの媒体を活用し、自殺の実態やゲートキーパーの役割、こころの健康を意識することの重要性、相談窓口等の普及啓発を行います。

■ 地域団体等と連携した普及啓発【健康推進課・関係各課】

地域活動団体の広報紙の紙面を利用し、「こころの相談窓口」を記載する等、地域団体等と連携を図り、地域に密着した活動を利用した積極的な情報発信を行います。また、地域団体での総会や説明会をはじめ、地域の方々が集う機会や場所を利用した啓発活動を行います。

■ 学校と連携した児童生徒への相談窓口の周知【健康推進課・指導課】

市内の小学生、中学生、高校生を対象とした相談窓口一覧を掲載したリーフレットを配布し、相談窓口の情報発信を進め、悩みなどを抱え込まず誰かに助けを求めてもよいというメッセージを発信していきます。

● 家族の見守る力の強化【健康推進課】

家族の体調の変化や気分の落ち込み、眠れないなどの異変に対して、適切な医療機関や相談できる窓口の情報、見守り方などの対応に関する情報発信を行い、家族の見守る力の強化を図ります。

【目標値】

成果指標	市現状 平成 29 年度 (2017 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
ゲートキーパーという言葉及びその役割を知っている市民の割合	－	50%
専門の相談窓口や電話相談があることを知っている市民の割合	－	70%
自殺予防週間、自殺対策強化月間について知っている市民の割合	－	70%

基本施策4 生きることの促進要因を増やす取組

清瀬市が実施する様々な事業の中から、「生きる支援」に関連する事業を総動員して、既存の事業を最大限に活かしながら、全庁的な取組として自殺対策を推進します。

さらに、基本方針にもあるように、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺に追い込まれる危険性が高まります。個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組の強化を進めることが重要です。

□：清瀬市が既に取り組んでいるもの

■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの

●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

1. 生きることの促進要因を増やす取組の強化

■市民の居場所づくり、支え合いの仕組みづくりの強化【健康推進課・関係各課】

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱える恐れのある人が、孤立する前に、地域とつながり支援につながるができるよう、居場所づくり、支え合い等を推進します。

清瀬市では、高齢者や障害者、子育て世帯、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域でお互いに支え合い、自立し安心して暮らしていくことができる、地域共生社会の形成を目指し、清瀬市地域福祉計画を策定し計画的に推進しています。日常的なつながりが希薄化している中、自治会や町内会などの既存の仕組みばかりでなく、身近な交流の場などを通じて、地域住民が互いを知り、必要なときには地域で互いに協力し、助け合い、課題を解決していく意識や体制づくりに取り組んでいます。

地域で起きている様々な問題を他人事ではなく我が事として捉え、分野別の相談を世帯として「縦割り」から「丸ごと」受け止めることができる地域づくり（地域共生社会）を、行政、地域、市民とが一体となって取り組むことは、自殺対策においても共通しています。

清瀬市には、子どもや子育て世代の遊び場・居場所として、「放課後子ども教室」、ベビーカーを押して行ける身近な広場として「子育てひろば」、また、高齢者の活動の場・居場所として「シニアクラブ」や「サロン活動」などがあります。それぞれの場が縦のつながりだけではなく、世代間交流、地域交流ができる場となり、住民が知り合い、気軽に声を掛けあえる関係を育み、何か困っていることや普段の様子と違っていたらそのサインに気づくことができるよう、住民同士のつながりや支え合いの仕組みづくりの強化を図ります。



■ 相談・支援体制の充実【健康推進課・関係各課】

相談対応マニュアルを作成し、相談内容に応じて、関係部署が相互に連携することにより、必要な支援へつなげます。さらに、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化や支援力の向上を図ります。また、相談窓口業務に携わる職員に対しては、メンタルヘルスに関する研修会や産業医による個別相談等、専門家による支援体制を構築し、担当者の負担軽減を図り、心身の健康保持増進に努めます。

● **自殺未遂者への支援**【健康推進課・障害福祉課・関係各課】

保健所、消防、警察、病院と連携を図り、自殺未遂者への支援についての体制づくりを検討していきます。関係団体との自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等について、実態の把握や実際の対応などを検討し、支援体制の構築・整備へつなげます。

● **遺された人への支援**【健康推進課】

市ホームページや市報に各種相談先や相談会の情報を掲載し、自死遺族の方への周知に努めます。保健所や近隣市と協力し、遺された家族のための会（わかちあいの会など）や思いを共有できる場の情報提供に努めます。

3. 重点施策

重点施策 1 勤労者への支援

<勤労者の自殺の現状と課題>

清瀬市における過去5年間（平成24年から平成28年）の自殺者数46人を職業別にみると、有職者は13人であり、自営業・家族従事者はおらず、すべて雇用者・勤め人となっています。職場での人間関係や長時間労働、転職や異動の環境変化等、勤務の問題をきっかけに退職や失業、非正規雇用などの不安定な雇用などにより、生活困窮や多重債務等の問題が発生し、自殺のリスクが高まる可能性があります。

平成29年版公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域データブック」によると、市内事業所（商業）の9割以上は、従業員100名未満の小規模事業所となっています。小規模事業所は、一般的に従業員のメンタルヘルスが遅れているとの指摘があり、勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先や支援先につながるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を図ることが重要です。

<勤労者に対する自殺予防に向けた施策の方向性と主な取組>

1. 相談体制の強化

勤労者が、職場での人間関係や長時間労働、転職や異動の環境変化等、勤務に関わることに端を発する問題で追い詰められる前に、相談、援助を求めることができるよう関係機関と連携して普及啓発に努めます。また、自殺のリスクのある人は、労働問題や健康問題等、複数の問題を抱えている可能性があるため、事業所・関係機関・医療機関等の連携し、早期に支援ができるよう相談体制の構築を図ります。

小規模事業所は、一般的に従業員のメンタルヘルスが遅れている等の指摘があることから、商工会等の関係機関と連携し、市内事業所を対象に、相談窓口のリーフレットの配布やポスター掲示を通じて、相談窓口の普及啓発を図ります。

さらに、商工会や事業所等の相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、勤労者を見守る力を養うことにより、自殺のリスクを抱えた勤労者を早期に発見し、支援へつなげる体制の強化を図ります。

事業・取組	内容	所管課
□市民相談	法律相談、土地建物登記(表示)・測量相談、人権身の上相談、不動産取引相談、年金・労働相談、登記(相続・遺言)相談、税務相談、相続・暮らしの手続き相談等を行います。相談者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。	秘書広報課
□事業者向けワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	事業者、特に 100 人以下の中小企業向けに、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスなどの情報を提供し、認識と対応を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課
□就労支援	就労経験の少ない若者・非正規等多様な形で働く人への情報提供、講座の実施、ハローワーク情報の提供を行い、就労を支援します。参加者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。	産業振興課 男女共同参画センター
□小口事業資金融資事業	市内の事業者向けに事業資金融資の斡旋を行います。利用者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。	産業振興課
□商工会等育成事業	市内経済団体である商工会を通じて、事業に関する経営相談や地域振興事業を行います。相談者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。	産業振興課
●事業所・勤労者・家族へ向けた普及啓発	地域団体等と連携した事業所・勤労者・家族へ向けたメンタルヘルスや労働相談に関するリーフレットなどを活用した啓発活動を行います。	産業振興課 健康推進課
●ゲートキーパー養成講座の実施(地域団体等)	商工会やハローワーク、事業所等の相談に携わる職員を対象に、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺のリスクを抱えた勤労者を早期に発見し、支援へつなげる体制を強化します。	産業振興課 健康推進課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

2. 健康管理の促進

勤労者自身が自らの健康に注意を向け、心身共に健康を維持しながら、働き続けることの大切さを理解し、必要な時には相談することができ、適切な支援が受けられるよう職場環境における健康管理の重要性等の情報発信を進めます。

事業・取組	内容	所管課
■健康管理	健康診査を実施し、自らの健康管理を促すとともに、健診結果及び睡眠状況やストレス状況をチェックすることにより、必要な情報提供を行います。必要に応じて、適切な医療受診を促し、専門機関との連携を図ります。	保険年金課 健康推進課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

3. 家族の見守る力・相談支援を受ける力の強化

家族の体調の変化や気分の落ち込み、眠れないなどの異変に対して、適切な医療機関や相談できる窓口の情報、見守り方など、対応に関する情報の普及啓発を進め、家族の見守る力の強化を図ります。

事業・取組	内容	所管課
■ 講演会・各種健康教室	講演会や教室等の実施により、うつ病やこころの健康、ストレスとの付き合い方、適切な睡眠のとり方、悩みを相談できる場所等の普及啓発、さらに家族を見守る力を養います。参加者の中で、自殺のリスクを抱えた人やその家族に必要な支援機関へつなげます。	健康推進課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

重点施策2 無職者・失業者・生活困窮者への支援

<無職者・失業者・生活困窮者の自殺の現状と課題>

清瀬市における過去5年間（平成24年から平成28年）の自殺者数46人を職業別にみると、無職者は31人となっており、全体に占める割合は約67%となっています。

また、平成29年度末現在、清瀬市における生活保護率は30.33%^{注6}、生活保護世帯数は1,664世帯となっています。平成23年度厚生労働省第4回社会保障審議会生活保護基準部会参考資料によると、全国における生活保護受給者の自殺死亡率は、全国自殺死亡率の2倍を超えています。

このことから、生活困窮者の自殺のリスクは深刻な問題となっており、生活困窮者に対する経済面や生活面の支援のほか、健康面や人間関係等、様々な分野の支援者や関係機関が連携を密にした包括的な支援を行っていく必要があります。

<無職者・失業者・生活困窮者に対する自殺予防に向けた施策の方向性と主な取組>

1. 生活困窮者に対する生きることへの包括的な支援の強化

生活困窮者に対し、その困窮の内容や程度に応じて必要な支援を行い、自立を促します。生活困窮者の抱える問題は、経済面や生活面のほか、健康面や人間関係等、多岐にわたっていることが考えられ、生活困窮者に対する自立支援と自殺対策との連動を図り、関係機関が密に連携して就労支援、自立相談支援、家計相談支援等を進め、自立した生活が出来るように努めます。さらに、必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、連携の円滑化・支援力の向上を図ります。

事業・取組	内容	所管課
☐ 生活保護施行に関する事務	生活保護受給者に対して、その困窮度に応じて必要な支援を行います（就労支援・医療相談・介護相談・資産調査等）。	生活福祉課
☐ 生活保護各種扶助事務	生活保護受給者に対して、その困窮度に応じて必要な扶助を行います（生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭）。	生活福祉課
☐ 自立相談支援事業 （生活困窮者自立支援事業）	生活困窮者に対して、自立相談支援事業を実施し、相談の早期段階からさまざまな個別支援を提供します。	生活福祉課
☐ 住居確保給付金事業 （生活困窮者自立支援事業）	生活困窮者に対して、住居確保給付金を支給します。	生活福祉課

事業・取組	内容	所管課
☐ 就労支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	稼働能力を有する対象者の相談に応じ、その人が抱える課題を整理し、家計表や就職応募書類の作成指導、ハローワークへの同行支援等就労自立へ向けた支援を行います。	生活福祉課
☐ 就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	一般就労に向け、準備が整っていない人を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	生活福祉課
☐ 家計相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活困窮者に対して、家計再生の計画に関する個別のプランを作成し、家計管理の意欲を引き出すことにより、自立支援を行います。	生活福祉課
☐ 生活困窮者学習支援事業	生活困窮家庭の子どもへの学習支援を行います。	生活福祉課
☐ 就学援助費・就学奨励費	経済的理由によって学用品費や修学旅行費及び給食費等支払にお困りのご家庭に対し、費用の一部を援助します。利用者の中で、生活面等で困窮している家庭に必要な支援機関へつなげます。	教育総務課
☐ 奨学資金貸付制度	大学等に在学している人のうち、成績良好で、かつ、経済的理由により、修学が困難になっている人を対象に奨学資金の貸付を行います。利用者の中で、生活面等で困窮している人・家族に必要な支援機関へつなげます。	教育総務課
●事例検討会	必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化・支援力の向上を図ります。また、既存事業の改善や新たな事業の検討を行います。	健康推進課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

2. 支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組を推進

保険料や税金の徴収、滞納等の様々な相談を担当する部署の窓口業務に携わる職員がゲートキーパーの役割を担い、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、必要な部署へつなげることができるように人材を育成します。また、自殺のリスクのある人は、複数の問題を抱えている可能性があるため、関係部署が連携し、早期に支援ができるよう努めます。

事業・取組	内容	所管課
□市民相談	法律相談、土地建物登記(表示)・測量相談、人権身の上相談、不動産取引相談、年金・労働相談、登記(相続・遺言)相談、税務相談、相続・暮らしの手続き相談等を実施します。相談者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。	秘書広報課
□ふるさと・ハローワーク事業	主に市内求職者に対し、就労相談・就職セミナー・面接会等を通じて雇用の促進につながる事業を実施します。求職者の中で、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。	産業振興課
□消費生活相談	増加する悪徳商法や不当請求をはじめ、商品やサービスのトラブル、多重債務問題などについて、専門相談員による相談を実施します。相談者の中で、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。	消費生活センター
■ゲートキーパー養成講座の実施(徴収担当等)	徴収業務や納付相談窓口業務担当者に、ゲートキーパー養成講座を実施することにより、自殺のリスクを抱えた滞納者等を早期に発見し、支援へつなげる体制を強化します。	徴収課 保険年金課 高齢支援課 下水道課
■支援制度の普及啓発	生活困窮者に対する様々な支援制度についての普及啓発を行います。	生活福祉課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

3. 健康管理、精神科医療との連携強化

生活困窮者の健康状況を把握し、うつ病やアルコール依存症などを患っている人は特に自殺のリスクが高い傾向にあるため、専門医や専門機関との連携を図り、必要な医療が受けられるよう環境整備を行います。

事業・取組	内容	所管課
■健康管理	健康診査を実施し、自らの健康管理を促すとともに、健診結果及び睡眠状況やストレス状況をチェックすることにより、必要な情報提供を行います。必要に応じて、適切な医療機関への受診を促し、専門機関との連携を図ります。	保険年金課 生活福祉課 障害福祉課 健康推進課
■講演会・各種健康教室	講演会や教室等の実施により、うつ病やこころの健康、ストレスとの付き合い方、適切な睡眠のとり方、悩みを相談できる場所等の普及啓発をします。参加者の中で、自殺のリスクを抱えた人やその家族を必要な支援機関へつなげます。	健康推進課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

注6 % (パーミル) : 1000 分の 1 を 1 とする単位。1 % = 0.1 %。

重点施策3 高齢者への支援

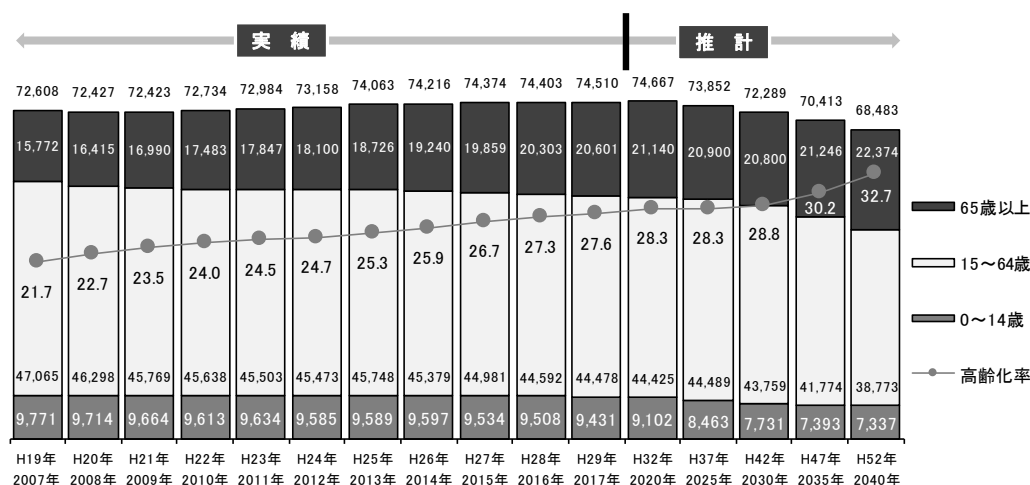
＜高齢者の自殺の現状と課題＞

清瀬市における過去5年間（平成24年から平成28年）の自殺者数46人のうち、13人が60歳以上となっています。性別にみると、男性の自殺死亡率は、60歳代が33.8と全国・東京都平均よりもわずかに高くなっていますが、70歳代以降は全国・東京都平均と比較すると顕著に低くなっています。女性は、70歳代が7.9と全国・東京都平均よりも低くなっており、60歳代、80歳以上の年代では、自殺者はおりません。

清瀬市の人口は微増の傾向にあり、推計によると平成32年（2020年）には約7万5千人となるとともに、高齢者人口はますます増加する傾向にあります。世帯数の推移をみると、平成7年から平成27年の20年間で、単身世帯の割合は11.7ポイント、2人世帯の割合は3.7ポイント増加しており、1世帯当たりの人数は減少しています。今後、ますます、高齢化が進むことにより、家族との死別や離別をきっかけに独居世帯が増加することで、問題の把握がおくれ、孤独死等のリスクが高まる恐れがあります。

また、介護に関わる悩みや同居する子どもの引きこもり生活の長期化により、公的機関につながらないまま親と子どもが高齢化して、介護や収入に関しての問題が発生するいわゆる「8050問題」^{注7}などが顕在化し始めています。清瀬市では、無職・同居人ありの60歳以上の自殺死亡率が高いことから、高齢者本人だけではなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題への対応が求められており、世代横断的な視点からの支援を推進していく必要があります。

図表18 年齢3区分別人口推移と将来推計

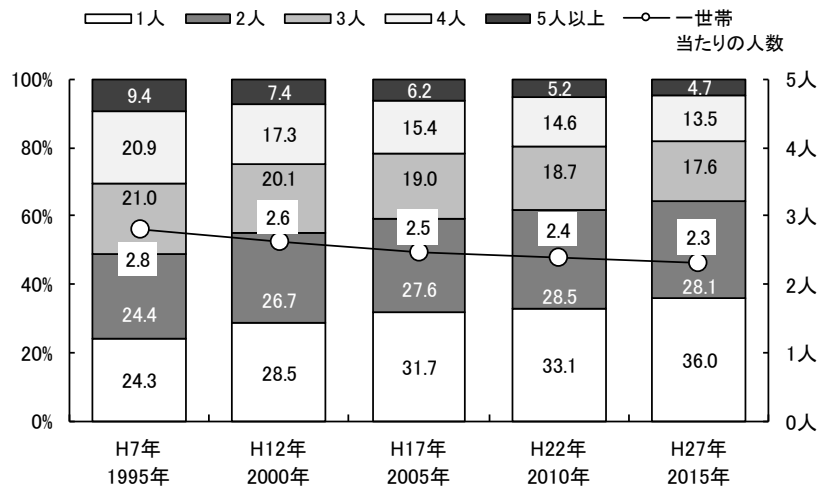


資料：実績値は市の総計資料、推計値は平成27年度実施の市の推計資料より

資料：実績値、推計値ともに各年1月1日現在

資料：総務省統計局「国勢調査報告」（各年10月1日現在）

図表 19 世帯構成別の割合と一世帯当たりの人数



資料：総務省統計局「国勢調査報告」（各年10月1日現在）

＜高齢者に対する自殺予防に向けた施策の方向性と取組＞

1. 高齢者の生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の資源を活用し、高齢者が自分らしく生きがいを見出しながら生活できる環境づくりを推進します。

2. 地域の支え合い活動、居場所づくりの推進

家に閉じこもりがちな高齢者が地域の中で居場所を得ることで、人とのつながりを回復できるように、生活支援コーディネーターや地域住民等による地域の支え合い活動、居場所づくりを推進します。

1・2 に対する主な取組

事業・取組	内容	所管課
☐ 高齢者の身を守るための出前講座	地域包括支援センターと連携し、消費生活センター相談員による高齢者の見守りのための出前講座を実施します。	消費生活センター
☐ 清瀬市高齢者元気回復事業（一般介護予防事業）	高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り自立した生活ができるよう支援します。	地域包括ケア推進課
☐ 高齢者等の見守り活動に関する連絡協議会	高齢者等の見守り活動に関する協定締結事業者（地域包括支援センター・消防・警察等）による高齢者等の見守り体制を構築します。	地域包括ケア推進課
☐ 認知症サポーター養成講座	市民・小学生・中学生に対して、認知症の人を支えるサポーターを養成します。	地域包括ケア推進課
☐ 高齢者ふれあいネットワーク事業	ボランティアが高齢者への声かけ・見守り活動を行います。定期的な訪問を通じて、安否確認、情報提供を行います。	地域包括ケア推進課
☐ 地域交流の場・活動の場づくり	一人ひとりが生き生きと生活していけるよう、サロン活動やシニアクラブなど居場所づくりの充実、生き甲斐づくりへの支援を行います。	高齢支援課
☐ 各種地域健康づくり介護予防事業	高齢者の閉じこもり予防として居場所づくり、健康づくり推進員による地域活動（ハイキング、体操教室等）など、地域健康づくり活動を行います。	高齢支援課 健康推進課
■ 健康管理	健康診査を実施し、自らの健康管理を促すとともに、健診結果及び睡眠状況やストレス状況をチェックすることにより、必要な情報提供を行います。必要に応じて、適切な医療機関への受診を促し、専門機関との連携を図ります。	保険年金課 健康推進課
■ 講演会・各種健康教室	講演会や教室等の実施により、うつ病やこころの健康、ストレスとの付き合い方、適切な睡眠のとり方、悩みを相談できる場所等の普及啓発を行います。参加者の中で、自殺のリスクを抱えた人やその家族に必要な支援機関へつなげます。	健康推進課

※☐：清瀬市が既に取り組んでいるもの／☒：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

3. 高齢者の困りごとの早期発見から早期支援の充実

清瀬市アウトリーチ事業におけるアンケート調査返信後の訪問活動や、住民による見守り活動、配達事業者やライフライン事業者、住宅提供事業者、商店等の関係機関による日常的な見守りにより、支援が必要な高齢者の早期発見を行い、必要な支援につなげながら、その人らしく生活が継続できるように支援していきます。また、必要に応じて関係部署にて事例検討会を開催し、連携の円滑化・支援力の向上を図ります。

事業・取組	内容	所管課
□総合相談支援業務 (窓口相談業務)	高齢期の様々な困りごと、福祉サービス利用についての相談等を受け、対応を行います。	地域包括ケア推進課
□消費者被害の防止 (権利擁護業務)	消費者被害を防止するため、消費生活センター、権利擁護センターと連携し情報提供や必要な支援を行います。	地域包括ケア推進課
□虐待対応 (権利擁護業務)	高齢者が養護者から受ける虐待を防ぎ、保護し、改善を図ることにより、被虐待者と養護者の双方を守ります。また、セルフネグレクト ^{注8} の防止と対応に努めます。	地域包括ケア推進課
□ケアマネット	市内のケアマネジャーを中心とした職能団体による研修会、情報交換等を行い、ケアマネジメントの質を高めます。介護の状況等の情報を踏まえ、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。	地域包括ケア推進課
□清瀬市高齢者 アウトリーチ事業	行政や地域包括支援センターと関わりのない人を訪問することにより状況確認を行います。	地域包括ケア推進課
●事例検討会	必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化・支援力の向上を図ります。また、既存事業の改善や新たな事業の検討を行います。	健康推進課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

4. 認知症患者及びその支援者（家族を含む）への支援、介護者（家族を含む）への支援

認知症の当事者やその支援者・家族、介護者・家族が、気軽に集まることができる交流の場を設け、情報共有やそれぞれの抱える悩みの解消を図ります。

事業・取組	内容	所管課
□ゆりの会 (認知症家族会)	認知症の人を介護する家族等が集まり、悩みを語り合い、情報を共有する場を設けます。	地域包括ケア推進課
□よってこカフェ (認知症カフェ事業)	認知症の人が住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護従事者、地域住民が集い交流できる場を設けます。	地域包括ケア推進課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

注7 「8050 問題」（ハチマルゴーマル）

ひきこもりの子どもをもつ家庭が高齢化し、50 代の中高齢のひきこもりの子どもを 80 代の親が面倒を見るケースが増えてきているという社会問題のこと。

注8 セルフネグレクト

日本では統一された定義は示されていないが、これまでの国内外の研究論文等から、「健康・生命及び社会生活の維持に必要な個人衛生及び健康行動、住環境の衛生もしくは整備を放任・放棄していること」とされている。

重点施策4 子ども・若者・子育て世代への支援

＜子ども・若者・子育て世代の自殺の現状と課題＞

清瀬市における過去5年間（平成24年から平成28年）の自殺者数46人のうち、18人が40歳未満の若年層によって占められており（20歳以下は0人）、全体に占める割合は39.1%と他の年代と比較すると最も高くなっています。また、死因別死亡原因によると、10歳代、20歳代、30歳代の死因の上位は自殺となっています。

清瀬市では、小・中学校においては、教科学習と道徳・総合的な学習の時間・特別活動において生命尊重の教育を行い、生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感できるようにしています。それらを土台に「SOSの出し方に関する教育」を中心に自殺予防の取組のさらなる充実を図り、児童・生徒が命の危機につながるような悩みを抱え込まずに、周囲に相談できる環境づくりと相談窓口などの情報にアクセスし、利用できる力の育成を進めていくことが大切です。

妊娠届提出時のアンケートによると、妊娠を知った時の気持ちについて、「嬉しかった」は84.0%、「喜びと困った気持ち半々」は14.2%、「困った」は0.8%、さらに、精神科既往歴がある妊婦の割合は2.8%となっています。妊娠届提出時、3～4か月児健康診査時、1歳児子育て相談会時に実施している「エンジンバラ産後うつ病質問票」^{注9}によるスクリーニング結果をみると、ストレスが高い指標となる9点以上の割合は、妊娠届提出時12.8%、3～4か月児健康診査時10.8%、1歳児子育て相談会時9.5%となっています。

全国の虐待による乳幼児の死亡例(親子心中を含む)の検証結果では、妊娠期・周産期に関係する要因が示されており、これらを防ぐために、妊娠期から出産・子育て期における地域や関係機関が連携した、切れ目のない支援が重要とされています。清瀬市でも、核家族化や転入者の増加に伴い、誰からの支援も得られないといった、子育ての孤立化が顕在化しています。そのため、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援「スマイルベビーきよせ」を実施しています。妊産婦・養育者の自殺、親子心中による死亡、虐待を未然に防ぐために、妊産婦・養育者のうつ病などの自殺のリスクの早期発見とそれぞれのニーズに合った支援を目指しています。

また、子ども家庭支援センターによると、子どもや家庭からの相談は、年間2,000件前後で推移し、面接による相談が顕著である特徴が見られます。育児・しつけや性格行動、夫婦間のことや公的援助等の内容が多い傾向にあり、引き続き適切な対応・支援を心がけていく必要があります。

＜子ども・若者・子育て世代に対する自殺予防に向けた施策の方向性と主な取組＞

1. 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の強化

妊産婦に寄り添い、個々の状況に合わせたきめ細かな支援を目指し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を引き続き行っていきます。また、必要に応じて、関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。

事業・取組	内容	所管課
☐ 働き方サポート事業	就労、再就職、就業等のサポートを行います。求職者の中で、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。	男女共同参画センター
☐ スマイル・ベビーきよせ事業	妊娠届出時、すべての妊婦に保健師が面接を実施し、支援プランを作成し早期支援を行います。	健康推進課
☐ 新生児・妊産婦訪問指導事業	新生児・妊産婦訪問指導時に産後うつ病に関するスクリーニングを実施し、産後うつ病の早期発見と適切な支援を行います。	健康推進課
☐ 妊婦健康診査	妊娠届出受理後、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を発行し、健康診査の費用を公費で負担します。	健康推進課
☐ 乳幼児健康診査	3～4か月児・産婦、6～7か月児・9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、児の発達・発育の確認及び疾患・異常の早期発見、子育ての不安の軽減や適切な支援を行います。	健康推進課

※☐：清瀬市が既に取り組んでいるもの／☒：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

2. 発達について支援の必要な子ども・親への相談・支援

発達のつまずきや遅れのある子どもとその親が、乳幼児健康診査や発達健診を利用し、相談できるよう関係機関と連携し、早期継続支援を行います。

事業・取組	内容	所管課
☐ 発達健診	乳幼児健康診査や保健師地区活動等で、運動発達の遅れや発達の気になる乳幼児に対して、障害の早期発見・早期療育・発達支援を行います。また、発達の遅れに不安を持つ親へ育児支援を行います。	健康推進課

※☐：清瀬市が既に取り組んでいるもの／☒：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

3. SOS の出し方に関する教育の推進

小・中学校の教育課程に「SOS の出し方に関する教育」を位置付け、児童・生徒が命の危機につながるような悩みを抱え込まずに、助けを求めてもよいということを理解し、周囲の人に相談できるような環境づくりを更に進めていきます。

事業・取組	内容	所管課
☐ SOS の出し方に関する教育	小・中学校の教育課程において、児童・生徒が悩みを抱え込まずに、周囲の人に相談するための手立てについて指導します。	指導課
☐ 命の教育フォーラム	小・中学校における命の教育に関わる様々な取組を紹介し、児童・生徒及び保護者、市民がそれぞれの立場から「生命尊重」について考える機会とします。	指導課
☐ 命の週間	夏休み明け1週間を命の週間とし、小・中学校において重点的に命の教育に係る取組を行い、児童・生徒の命を大切にする態度や心情を養います。	指導課
☐ 月例いじめ・長欠調査	市立小・中学校におけるいじめ・長期欠席者の状況を調査して、各校におけるいじめ防止及び長期欠席児童・生徒への対応に生かします。	指導課
☐ フレンドルーム（適応指導教室）	長期欠席等の児童・生徒に対して、個に応じた教科学習や生活指導等に関する指導を行います。また、学校、保護者と連携しながら登校へ向けての支援を行います。	指導課

※☐：清瀬市が既に取り組んでいるもの／☒：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

4. スクールカウンセラーを中心とした教育相談の充実

教育相談室において、児童・生徒及び保護者等を対象に発達や教育、心の問題についての相談を行うことで、相談者の心のケアを図るとともに、継続的な支援を行います。

事業・取組	内容	所管課
☐ 来室相談・電話相談	清瀬市教育相談センター内の教育相談室にて、心身の発達や家庭教育、心の問題等について悩みを抱える児童・生徒及び保護者を対象に、臨床心理士による相談を行います。	指導課

※☐：清瀬市が既に取り組んでいるもの／☒：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

5. 教職員への支援

希望する市内公立小・中学校の教職員に対して産業医によるメンタルヘルス相談を実施し、心の健康を保つための支援を継続的に行います。

事業・取組	内容	所管課
□小中学校教職員へのメンタルヘルス相談	希望する小・中学校の教職員に対して、産業医によるメンタルヘルス相談を実施し、継続的に支援します。	指導課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

6. 子ども・若年者向け相談支援の推進

子どもや若者自らが相談しやすいよう、相談窓口のリーフレット等を活用し、相談窓口等の普及啓発や相談体制の環境づくりを推進します。さらに、子どもや若者が目にしやすいツール等の活用を検討します。特にひきこもりの問題は、相談に結びつけることが難しい事例が多く、「東京都ひきこもりサポートネット」の普及啓発に努めます。

事業・取組	内容	所管課
□子どもが気軽に相談できる窓口・子どもの居場所づくり	子どもからの悩みに対する相談できる場、子どもの居場所づくりとして児童館、放課後子ども教室等の充実を図ります。	子ども家庭支援センター 児童センター
□ひきこもりサポートネット事業	ひきこもり等の若者の社会参加に関する相談や支援を行います。	子ども家庭支援センター 東京都
□いのちの教育	依頼のあった小・中学校で命の尊さについて出張講座を行います。	健康推進課
■普及啓発活動	市内公立小学校・中学校・高等学校の児童・生徒へ相談窓口と相談啓発内容を書いたリーフレットを作成・配布することにより、普及啓発を行います。	健康推進課 指導課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

7. 家庭環境に課題がある子どもへの支援

養育困難や児童虐待が懸念される等、家庭環境に課題のある子どもたちは、自己肯定感を持つことができず、自殺企図に至る可能性があると考えられています。子どもに関わるあらゆる機関が、そうした子どもたちを早期に発見し、適切に支援する必要があります。子ども家庭支援センターが中心となり、情報収集し、適切に対応します。また、必要に応じて関係部署にて事例検討会を開催し、連携の円滑化・支援力の向上を図ります。

事業・取組	内容	所管課
☐ ひとり親に対する相談・支援・助成事業	ひとり親家庭への助成制度の周知を行い、経済的な支援を行います。また、ひとり親家庭の経済的基盤と自立のための技能習得等を支援します。	生活福祉課 子育て支援課
☐ 虐待相談（清瀬市障害者虐待防止センター）	障害者（児）虐待の予防と啓発を行います。虐待の通報や疑いがある場合は、事実確認、障害者の保護、養護者への支援を通して問題の解決を図ります。	障害福祉課
☐ 子ども家庭総合ケアスマネジメント事業	児童虐待・養育困難家庭について、子どもの最善の福祉が守れるように適切に対応します。	子ども家庭支援センター
☐ 各種子育て支援事業	養育支援ヘルパーやファミリー・サポート・センター事業、ホームビジター派遣事業等の子育て支援事業を展開し、育児負担を軽減します。	子ども家庭支援センター
●事例検討会	必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化・支援力の向上を図ります。また、既存事業の改善や新たな事業の検討を行います。	健康推進課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

注9 エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

4件法10項目の自己評価法であり、各項目は0～3点、合計点数が高いほどうつ傾向が強い。日本では産後1か月で9点をカットオフポイントとし、要フォロー対象者としている。症状が2週間以上継続しているとうつであるリスクがより高い。

重点施策5 生きづらさを抱えた人への支援

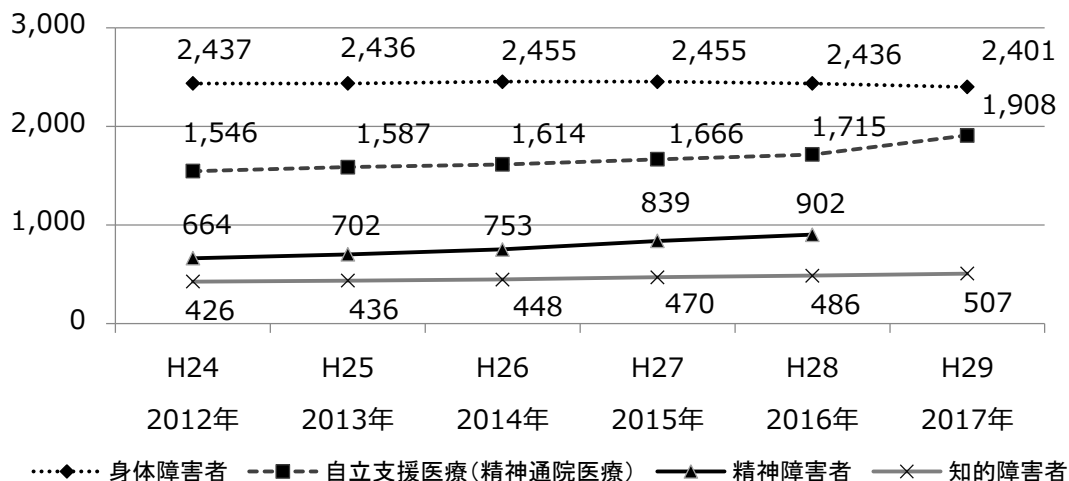
＜生きづらさを抱えた人の現状と課題＞

家族問題、経済問題、健康問題、生活上の問題等、社会におけるさまざまな生きづらさを抱えた人が、社会や地域の無理解や偏見等により、地域で孤立し自殺のリスクが高まる恐れがあります。たとえば、障害のある人、障害者手帳取得に至らないが生きづらさを抱えている人、発達障害や高次脳機能障害、難病、内部障害など外見からはわかりにくい障害を持つ人、精神科の治療を受けている人、性的マイノリティの人等、年齢や障害の有無、性自認や身体的特質を含め、生きづらさを抱える人の背景は様々ですが、誰もが多様で、かけがえのない存在であることを認め、互いの人権を尊重し合わなければなりません。

また、配偶者や交際相手等の親密な関係にある相手からの暴力（ＤＶ）、職場や学校でのセクシュアルハラスメント、ストーカー、そして性暴力の多くは、知っている・親しい関係にある男性から女性に対して行われています。ＤＶ防止法成立以降、清瀬市でも関係機関の連携や啓発・研修を行い、現状にあわせて支援体制の整備がなされてきました。性的マイノリティの人も含めた性にまつわる様々なハラスメントや、子どもや若い女性の性の商品化の問題など、女性の尊厳を危うくする「暴力」も存在しています。人に伝えにくい、目につきにくいこれらの暴力についても啓発や支援を進める必要があります。

心身に障害のある人は、身体的・社会的にも活動を制限され、社会参加を制約されやすい状況にあります。障害者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者は2,400人台でほぼ横ばい、愛の手帳所持者（知的障害者）は増加の傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者は、他の障害に比べて増加の割合が高くなっています。高齢化の進展に加え、医療機関等が多い地域特性等も影響して、今後も障害がある人の増加が見込まれ、障害者の社会参加を制約している社会的な障壁^{注10}を除去するための取組が求められています。

図表 20 障害者手帳所持者数等の推移



※身体・知的障害者数は、各年度4月1日時点の登録者数。

※精神障害者の手帳は2年ごとに更新するため、当該年度の数には前年度と前々年度の交付件数を合計して推計値としている（資料：「精神福祉の動向」東京都立多摩総合精神保健福祉センター編）。

※自立支援医療は、東京都立中部総合精神保健福祉センターによる。各年度9月末時点。

＜生きづらさを抱えた人に対する自殺予防に向けた施策の方向性と主な取組＞

1. 理解の促進・啓発の推進

保健・医療・教育・福祉・地域等と連携した発達障害や高次脳機能障害・難病、性的マイノリティ、うつ病や統合失調症等精神疾患への理解の促進に向けた広報や啓発活動の強化を図ります。外見からわかりづらい発達障害、高次脳機能障害や難病、内部障害については、ヘルプカードの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮に関する理解を促進します。

また、DV防止と早期発見のための啓発と相談事業の情報発信に努めるとともに、若い世代や性別にかかわらず「暴力」についての理解を深め、被害を防止するための普及啓発を推進します。

事業・取組	内容	所管課
☐ 講演会・教室の実施	生きづらさの要因となる事柄についての講演会や教室を実施し、理解の促進及び普及啓発を行います。	男女共同参画センター 障害福祉課 健康推進課
☐ デートDV等暴力の防止に向けた意識啓発	高校生等10代の若者を対象としたデートDV等暴力の防止についての啓発を進めます。	男女共同参画センター
☐ 性的マイノリティに関する啓発の充実	広く市民・団体向けに性的マイノリティに対する理解と人権尊重のための対応を知るための啓発、学習事業を実施します。	男女共同参画センター
☐ ハラスメント等の防止啓発の推進	市民・団体に対するストーカー、セクハラ、パワハラ等あらゆるハラスメント・暴力にかかわる情報提供・啓発・学習を推進します。	男女共同参画センター
☐ 性暴力に関する情報提供・予防啓発	若者層、関係者・団体に向けた性暴力に関する情報提供、研修、学習啓発事業を実施します。	男女共同参画センター
☐ 学校出前講座	市内の小学校、中学校、高等学校に、デートDV、AV出演強要等をテーマとした講座を行います。	男女共同参画センター
☐ ヘルプカードの配布	周囲の人に配慮が必要なことを知らせ、日常生活や災害時などの困った時に手助けを受けやすくするヘルプカードを配布します。	障害福祉課

事業・取組	内容	所管課
☐ 障害者の人権に関する啓発活動	障害者週間を中心に障害者理解を推進するための事業を行い、障害者の権利擁護に関する啓発活動を行います。	障害福祉課
☐ 人権教育・性教育の推進	人権問題や東京都教育委員会の「性教育の手引き」に基づいた生命尊重等、それぞれの性を理解し、尊重するための人権教育・教科教育を実施します。	指導課

※☐：清瀬市が既に取り組んでいるもの／☒：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

2. 相談体制の充実

生きづらさを抱えた当事者や家族、介護者からの相談に応じて、ケアマネジメントにより、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、必要な情報の提供及び助言、専門機関や相談窓口の紹介等を行います。また、必要に応じて関係部署にて事例検討会を開催し、連携の円滑化・支援力の向上を図ります。

事業・取組	内容	所管課
☐ 市民相談	法律相談、土地建物登記(表示)・測量相談、人権身の上相談、不動産取引相談、年金・労働相談、登記(相続・遺言)相談、税務相談、相続・暮らしの手続き相談等を行います。相談者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。	秘書広報課
☐ 働き方サポート事業	就労、再就職、就業等のサポートを行います。求職者の中で、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。	男女共同参画センター
☐ DV・ハラスメント等相談	一般相談、DV相談、モラハラ相談、法律相談の周知に努め、被害の重度化を防ぎ、回復過程の心のケアに対応します。	男女共同参画センター
☐ 虐待相談(清瀬市障害者虐待防止センター)	障害者(児)虐待の予防と啓発を行います。虐待の通報や疑いがある場合は、事実確認、障害者の保護、養護者への支援を通して問題の解決を図ります。	障害福祉課
☐ 障害者相談員による相談(身体・知的障害者相談員)	身近な地域の相談者として、障害当事者や家族を身体・知的障害者相談員として選任し、実施します。	障害福祉課
☐ 子どもが気軽に相談できる窓口・子どもの居場所づくり	子どもからの悩みに対する相談できる場、子どもの居場所づくりとして児童館、放課後子ども教室等の充実を図ります。	子ども家庭支援センター 児童センター
☐ 来室相談・電話相談	清瀬市教育相談センター内の教育相談室にて、心身の発達や家庭教育、心の問題等について悩みを抱える児童・生徒及び保護者を対象に、臨床心理士による相談を行います。	指導課

事業・取組	内容	所管課
●事例検討会	必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化・支援力の向上を図ります。また、既存事業の改善や新たな事業の検討を行います。	健康推進課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

3. 地域での見守り、支え合いの強化・社会参加の促進

生きづらさを抱えた当事者やその家族が、安心して主体的に生活を送ることができるために、相談支援事業者、福祉サービス事業者、学校・就労等の関係機関と行政、地域住民の連携を強化した支え合いの仕組みづくりに努めます。

事業・取組	内容	所管課
□市民活動の支援	市民活動に関する情報や活動支援のための講座や研修の機会等を提供し、市民の活動の活性化を図ります。	企画課
□DV連絡協議会	関係機関との連絡会を実施します。	男女共同参画センター
□障害者向け施設の運営	就労に関する幅広い相談・支援を担う清瀬市障害者就労支援センター、各種障害福祉サービスや相談支援を担う清瀬市障害者福祉センター、障害者の余暇活動や社会との交流の促進の場の提供を担う地域活動支援センターの運営を行います。	障害福祉課
□地域自立支援協議会	障害福祉に関する地域課題を明らかにし、障害者支援機関の連携と体制強化等について検討するほか、専門部会では、特定の分野における地域課題について整理・解決を図ります。	障害福祉課

※□：清瀬市が既に取り組んでいるもの／■：清瀬市が既に取り組んでいるもので、これから充実を図るもの／●：清瀬市がこれから取り組むもの、検討するもの

注 10 社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるようなものを指す。たとえば、
①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）②制度（利用しにくい制度など）③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）④観念（障害のある人への偏見など）

第5章 計画の推進体制

1. 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行うことができるよう、市ホームページなど様々な媒体を活用して、周知を行います。

2. 推進体制

誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市の実現を目指して、清瀬市自殺対策推進本部を設置し推進会議を開催するとともに、関係機関や地域団体、庁内の関係部署等で構成する自殺対策連絡協議会にて、PDCAサイクルを通じて計画を推進し、さらなる対策を講じていきます。さらに、自殺対策庁内連絡会を設置し、必要に応じて事例検討会等を開催するなど、支援体制の構築を図ります。

■ 清瀬市自殺対策庁内連絡会

庁内の各部署に自殺対策推進リーダーを置き、連絡会にて情報共有や研修を行い、庁内連携を図り、相談体制を強化します。

● 清瀬市自殺対策推進本部・清瀬市自殺対策庁内推進会議

清瀬市自殺対策推進本部、清瀬市自殺対策庁内推進会議を設置して、横断的な連携を図り、市における総合的な対策として推進します。

● 清瀬市自殺対策連絡協議会

市民、医療、福祉、教育、労働等の関係機関や地域団体、庁内の関係部署等で構成する清瀬市自殺対策連絡協議会を設置し、円滑な連携・協力体制を構築し、自殺対策を総合的に推進します。



いのちを支える清瀬市自殺対策計画(案)

平成 30 年 12 月

発 行 清瀬市 健康福祉部 健康推進課

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地

TEL 042-492-5111(代表)

ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/>